

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（森 温繁君） ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の山 崎市民課長が欠席のため、清水課長補佐が代理出席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定について、議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定について、議第 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について、議第 32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、発議第 2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算、議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 35号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算、議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算、議第 40号 平

成 19年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算、以上 22件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3 番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） おはようございます。

議長の指名により、ただいまより厚生文教常任委員会審査報告を行います。

厚生文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 発議第 2 号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）
- 4) 議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別 会計予算
- 5) 議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算
- 6) 議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）

2．審査の経過。

3月16日、19日、20日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、高橋教育長、河井健康増進課長、糸賀福祉事務所長、鈴木環境対策課長、金崎学校教育課長、土屋生涯学習課長、村嶋税務課長の出席を求め、また、発議第2号の審査に当たっては、提出者である小林弘次議員の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 2 号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、否決。

理由、税についての資料提供を受けて、6月議会において検討することが適切であると判断した。

3) 議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） まず、私が今議会におきまして、議員提案といたしまして提案しました国民健康保険税の市民負担の軽減を図るために、1世帯当たり1万円の引き下げをする税率改正案を提出し、本会議で提案理由等説明したわけでございます。

また、委員会におきましても、私の提案につきましては説明申し上げまして、委員の中からは大黒委員、あるいは増田委員からの質疑がございました。

そこで、委員長、この提案が原案が否決だとおっしゃるわけです。理由は、6月の議会に当局より資料提供を受けて、そして検討する。よって否決だということですが、質問の第1点は、来るべき6月議会において、引き下げの条例案が出されるのか、これが第1点目でございます。

第2点目は、6月はなるほど本算定の時期でございますが、いわゆる引き上げのあるいは引き下げの条例案を当局が出さない場合には、この国保会計における補正予算等を提案されないのが通常でございますが、第2点目は、市当局は国民健康保険税の引き下げを提案する用意があるというふうにされたのかどうかの。

3点目に、私の提案は、国民健康保険税が昨年よりの市税の引き上げと相まって、県下トップクラスの高い税率で、市民に耐えがたい高額を負担をかけているという現状、加えて、そういった現状の中で、昨年在が9,000万円、今年度が1億円、こういう大幅な黒字を生じている状況のもとで、一方、全加入世帯の15%に上る滞納があるという、こういう状況の中で4億5,000万円もの滞納があると、こういう状況を抜本的に改革するための1つの提案として出したものでございます。

したがって、そういった点におきまして、委員会で討論の経過について、どのような討論が行われたか、最後に質問するものでございます。

2点目に、私は今議会の一般質問におきましても、市の廃棄物行政においてさまざまな問題点があるということを指摘申し上げました。その1つは、平成13年度に行った家電リサイクル法の施行に伴う、いわゆる家電リサイクル法の外において、電気洗濯機、冷蔵庫、エアコンあるいはテレビ、こういったものを一般廃棄物として処理することを可能とした下田市の許可が、平成13年9月に出されていた。さらに、平成15年、ふたたびこの許可が行われ、さらに1年に行われる。この間3回の一般廃棄物の処理の許可が繰り返された。この間、極めて重要な許認可に対して、市長、助役の決裁が行われぬまま許認可が行われたという異常な市政の実態が明らかになった。その結果、ご承知のように、電気冷蔵庫については処理基準に違反した外壁の断熱フロン等が正確に処理されないまま下田市の焼却場に持ち込まれ、それらが大量に燃やされたと。あるいはテレビのブラウン管、あるいは前面ガラス、鉛を含んだこれらが当初から処理基準に反して行われたと、こういうことが今次明らかになったわけです。

さらに大きな問題点は、第1の基準となっている廃処法並びに市の条例に違反しないことということがあるわけでございますが、廃棄物処理法に違反して粗大ごみの収集手数料を違法に取っているということを承認していると、この事実を指摘してきたわけでございます。

今回の委員会審査において、それらが再び今年度、それらの処理を行っている業者さんが実は下田市の廃棄物のリサイクルあるいは粗大ごみ等の委託をそのまま、違法な状態をそのままにしたまま引き継がれるものかどうか。というのは、この間、市からその業者に対する

改善命令あるいは営業停止処分、その他の行政処分は一切行われないうまま、いまだに違法な状態が改善されていないという実情がございます。

したがって、私はこの方のところに委託された廃棄物、要するにごみの処理委託、数千万円の処理委託がそういった業者に今後も引き続いて行われるものかお伺いするものでございます。

次に、私は、今、下田市の子育ての支援あるいは子供の安全を守るために、保育所、幼稚園の危険な園舎等についての耐震補強をすべきだということを申し上げましたが、こういう点についての審査の経過をお伺いするものでございます。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、発議第2号 下田市国民健康保険税条例についてですが、6月議会において引き下げの条例の提案が出されるのか、出されないのかというご質問でありましたが、本委員会では、6月議会において引き下げの条例が出されるか出されないかという議論はありませんでした。

また、当局が引き下げの議案を提出するかしないかについても、本委員会では審議されておりません。

そして、討論についてですが、賛成討論では、委員より小林議員の趣旨を受けての賛成討論がありました。反対討論については省略でありました。

廃棄物については、当局において委員会における調査が続行中である旨の説明を受け、それを了として、今後も引き続いて議会ではその当局の調査を受けて、引き続いてこれを審議し、適切な行政運営がされるように望んでいくということであります。

幼稚園の耐震補強については、小林議員がおっしゃるよう大変危険な状態であり、早急に取り組まねばならないという委員からの意見もありました。

一方、幼稚園と保育所においては、現状の数でいいのかと。ここの一体化あるいは統廃合を進めるという現実があり、その統廃合あるいは一体化をしていく中において、この耐震補強もまたなされていかなければならないし、していくような方向で当局も考えており、委員会としてもそこを見守っていききたいと、こういう判断をしております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） わかりました。

そこで、委員長、委員長の報告によりますと、私が提案しました国保税1世帯当たりの1

万円の引き下げの提案につきましては、反対はなかったとおっしゃいました ね。

〔「討論がなかった」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） 反対の討論がなかったわけですね。

そうしますと、普通委員会の常識でいきますと、討論がない以上、否決の理由がどうして委員長の報告のような形になるんですか。正々堂々と否決の、優秀な議員がいっぱいいるわけですね。大黒議員、土屋 忍議員、増田 清議員、佐々木嘉昭議員、これら議長経験者含めて、いるわけです。この人たちが質疑はなるほどわずか1時間ぐらいで私が説明して、さっき言ったように、質疑は終了したわけです。そうすると討論になるわけですね。反対の理由がないにもかかわらず、反対の理由をくっつけて報告するというのは、これは議会の委員会の常道を逸しているんじゃないかと思うんです。そうでしょう。討論がないのに、みんな反対の理由だけ勝手にくっつけて出すと。これは紛れもなく会議規則あるいは委員会条例、あるいは議会の審議の原則を逸脱した委員会運営だと思います。

これ、もし討論がないままこういった報告を勝手に、6月がどうだとか、こうだとかということを出すとするのは、これは委員長、間違いなく委員会条例違反だと思います。ですから、仮に討論がないまま否決だということになれば、理由はありませんが否決にしましたと、こういう報告をすべきですよ。これは、ちょっといただけないと思うんです。

ですから、やはりその点はきちんと議長を通じて、委員長報告、勝手に委員長の判断で報告すべきものではないんです。委員会の決定に従って委員長は行う。委員会の決定は討論も何もないわけですから、単なる否決だと。理由も示さずに否決するなんていう、こういう議会運営をしている間は、市民から絶対に信用されている議会にならない。ぜひ、この点は訂正して、私は今期限りでやめますが、議会の慎重審議、議会のルール、 こういったものをやっぱりきちんとさせていかなければならない。だから、議会は市長の応援団ではない。市民の立場で議論する。これが大事だと思うんですよ。この点は、議長、そういったあり方についてきちとした訂正をお願いしたいと思います。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 委員会では、小林議員に提案者として来ていただき、1時間余にわたる質疑を行い、また、河井健康増進課長、村嶋税務課長にも別途来ていただき、るる質疑を行い審査を行いました。その審査 の過程において、下田市国民健康保険税条例は1億有余円の黒字が出ておるといふ提案者のお話であります、正確には、1月までの

実績は出ておりますが、2月、3月までは推測値であります。

まず、税の率を決めるに当たり、昨年度の正確な実績数値を把握する必要があるだろうと。これは5月になれば、その実績が出てまいります。また一方、昨年度の市民の所得により、現行の税率でいけば幾らの収入があるのか、また、小林議員の言う引き下げた税率において税収は幾らになるのか、このことを正確に知るためには、市民の所得が正しく把握されている必要があります。これは小林議員も先刻ご承知のとおりであります。

したがいまして、これまで議会では、昨年度の正確な出費の数字あるいは税率に基づく国保税の収入の正確な数値を把握した上で、来年度の国保の歳出がどのぐらいになるのか、こういう予測を立てる中で、国保税は決定されるのが適切ではないか。このことが審査の経過の中で明らかになったのであります。そのことが明らかになったがゆえにおいて、反対討論が省略されたのであります。つまり、反対討論の省略されたのは、理由がないからではなく、審査の経過においてそのことが、つまり5月の数値を受け6月議会においてこのことを議論するのが最も適切であるということが多くの委員の中に確固と理解されたのであります。

したがいまして、反対討論は省略されたのでありまして、決して理由なきではありません。審査の経過において、やはり支出が幾らだったのか、歳入見込みは幾らになるのか、それは2カ月後に出るわけであります。

したがいまして、その数字を見てからでも決して遅くはないと。議会では、例年6月議会において国保税の審議を行い、これを決定したという経過がございます。

以上の理由において委員会では反対討論の省略がありました。何ら議会の経緯において矛盾点はないというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そうというのは、委員長、詭弁というんですよ。

ご承知のように、まず議会の常道は、質疑、討論、採決と委員長の宣告に基づいて行われるのが常道です。したがって、この審議の過程においてそれぞれが自由な質疑をするわけです。例えば提案者である私に対して、さっきはお二方から質疑がございました。全く今申し上げましたような議論は、一言も、提案者である私には議論はございません でした。参考意見として聞いたという課長さん方、健康増進課長さんあるいは税務課長さんから聞いたら、どうもこれは当局が余りされたくないようだから、聞いたところがそう言っているからそれがもっともだなと思ったと。

それを思ったら当然討論において、そのことを公然と明らかにして、そして議事録に明ら

かにして、そしてやらなければならない。委員長の決定というのは、採決の結果を報告するわけです。ですから、討論を省略したというのは討論がなかったと。反対する理由がなかったとしか言えないと思うんです。こういうでたらめな審議をしてはいけないと思います。

もう一つ、私が申しあげました平成 18年度は1億円の繰り越しがあるということは勝手に自分が申しあげているわけではございません。本定例議会における最初の 18年度の一般会計補正予算において、私と市当局とのやり取りの中で、市当局が平成 18年度は17年度においては9,000万円、18年度には1億円の、単純ではあるけれども黒字になるということを示しているわけですが、うそだと思えば、議事録、会議録をテープを回してみればわかることです。

したがって、勝手に、私が1億円の黒字があるということを言っているわけではない。当局、市の担当者がそういう答弁をしているわけです。これが1つです。

もう一つは、6月に条例を検討すべきだということでございますが、6月の本算定において条例を改正するとかしないということは、当局が引き上げなりの提案をしない限り、このことは議論にならないわけです。これは委員長ご承知のとおりであるわけです。しかも、今回の市長の施政方針演説の中では、平成 18年度、19年度は国保税の引き上げをすとか、引き下げをすという提案はございません。

しかし、先ほどから私が申しあげましているように下田市の国保税は県下のトップクラスの高い税率をやっているんだと。そして、市民は耐えがたい国保税に対して 15%余の滞納が出ていると。その滞納額は4億 5,000万円にも上っていると。これらを改善するためには抜本的な対策が必要だと。

したがって、ここで加入者の税負担を軽減し、国保が加入者全体が助け合ってお金を出し合って医療と健康を守るとい、この制度自体を守っていく。これはすごく大事だと思うんです。そういう点で私はあえて今回この対案を提出したわけです。

ただ、委員長の方で審議の中で、質問の過程でそう当局が言ったから、あるいはそれを一人一人の委員が納得したからというのはこれはおかしい話で、そういう経過の上に立って採決においてどなたかの委員がそういう立場で討論を行って採決すると、これが当たり前だと思うんです。

ですから、私はあなたの委員長報告は、委員長が勝手に委員会条例に反して否決の理由をつけたと。これは委員長は委員会の決定に従って決定を議会に報告するという大原則から逸脱していると、こう言っているわけです。

議長（森 温繁君） はい。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、国保税の引き下げについては、小林議員ご承知のとおり、4月から3月までの1会計年度としております。したがいまして、1月までの実績値に基づいて1億円余の繰越金が出るであろうという推測は、当局よりの説明は小林議員ご指摘のとおりでありました。しかし、3月までの実績値、これに基づいて行う方がより正確であります。

議会の決算数字あるいは国保税というものは、慎重に審議をし、対応するものであり、推測値で税率を上下する議論を行うのは適切ではないというふうにそれぞれの委員が考えやられたものだと思います。

討論につきましては、私は1期4年目であります。小林議員は10期40年であり、委員会についてはる私よりも数段の知識をお持ちであろうと思います。私は、幸いにも最初の2年間小林議員と同じ総務委員会に所属し、小林議員のさまざまな意見を聞きながら勉強をさせていただきました。その中で、たびたび討論省略という場面に出くわしております。そういうことの中で、委員会では討論省略というやり方があるんだなということは、小林議員の一緒にやった総務委員会の中で私は学習したものであります。その学習の結果、2年委員長になったときに、委員会では討論省略という方法があるんだなということを学び、それを実践したわけであります。

6月において、当局が引き上げあるいは引き下げの予算提案をしなければ、それは出ないというお話であります。小林議員が今回発議で出されておりましたように、もし本当に国保税の税率を引き下げる必要があれば、これはまた議員の中から、今回小林議員が出されたと同じように国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての発議が出されるものだというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まだ答弁は終わっておりません。

したがいまして、6月議会において、当局は実績値に基づいて適切に引き上げ、引き下げあるいは現状維持の数字を出されるでありますし、議員もまた、3月までの実績値、それから昨年度の市民の所得の把握、これに基づいて引き下げの必要があれば、やはりまた議会では議論がなされるものだと考えております。

〔「10番」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁漏れがありますか。4回目になりますけれども。

〔「4回でも5回でもやらせてください」と呼ぶ者あり〕

10番（小林弘次君） 要するに、委員長、私と一緒にやって討論省略という方法があったと。これは全会一致で可決するような場合については、確かに討論なしでやるというのは本会議においてもやりますし、委員会においてもそれは全会一致というものについては、あえて賛成討論もしないでやるということはありません。

しかし、基本的に否決をする案件について、反対の意見も委員会で述べられないような委員会運営でこれを決定したということは前代未聞。下田市の議会史上初めての出来事だと思います。

長くなりますから、これだけははっきり言っておきます。

それともう一つ、委員長、私の言っていることの約1万円下げると7,000万円の原資が必要ですね、委員長ご承知のように。今回の予算を見ますと、繰越金として予算計上してあるものが2億2,500万円です。平成19年度の国民健康保険での予算は、繰越金として予定しているのは2億2,500万円。これでバランスをとっているんです。

したがって、先ほど言っている1億円の繰越金があれば7,500万円の隠し財源があるわけです。当局はこれを基金として積み立てて、そして90%、80%台の滞納があってもそれを運用してやっていこうと、こういうことが見え見えなんです。そういうやり方に対するアンチテーゼとしての私の提案であるわけです。したがって、7,500万円の繰越金の原資というのは私は間違いなくあるというふうに思うものでございます。

長くなりますから、いずれにしましても、一応否決に当たって、議会の1議員の提案であるけれども、そういうものを討論もなし、ろくな討論もなしで、反対理由も示せないまま否決をするというのは、私は40年の議員経験の中で前代未聞、初めての事件です。これだけは申し上げまして、議長から質疑をそう長くやっては困ると言いますから終わります。

議長（森 温繁君） はい。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） せっかくの大先輩からのご忠告でありますから、極めて異例ではありますが、委員長の見解として述べさせてもらえば、小林議員おっしゃるとおり賛成討論、反対討論はなされるべきであろうと思います。私自身、許されるのであれば委員長自ら反対討論をやりたいところでありましたけれども、審議の経過において、各委員が討論するまでもなく、明らかに反対であるというお考えを多くが持ったということでありま

して、決して理由なき反対では……。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 議長、ちょっと静粛にさせてください。

議長（森 温繁君） 静粛にしてください。発言していますので。

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 決して厚生文教委員会委員が、理由なく行ったということではないということもご理解はしていただきたい。

また、賛成討論あるいは反対討論があって、それに対する討論の省略ということは、私の4年間の中では初めてのことではありません。これは、小林議員とやった総務委員会においても、反対討論はあったが賛成討論が省略されたということは、本議会においても、委員会においても過去ありました。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 打ち切りました。その前になかったもんですから。

〔「報告が間違っているところは訂正してください」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告書を申し述べます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）
- 2) 議第 35号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算
- 3) 議第 40号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計予算
- 4) 議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）
- 5) 議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）

2. 審査の経過。

3月16日、19日、20日の3日間、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、石井市長、藤井観光交流課長、土屋産業振興課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第33号 平成19年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第35号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第40号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第41号 平成19年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第42号 平成19年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(森 温繁君) ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し質疑を許します。

10番。

10番(小林弘次君) 委員長、本会議におきまして、私、本市の下水道事業が平成4年から供用開始になりまして、全体面積のほぼ3分の2が供用開始区域になったということであるわけです。投下された資本というか、費用というのは200億円から300億円もの巨額な投資が行われたわけです。その結果、下水道事業は環境を守ると、あるいは下田の湾、あるいは須崎の海、外浦の海の汚染を防ぐために極めて有効な役割を果たすであろうと期待されていたわけでございます。

ところが、現実に処理されている水量は推定年間約 100万トン。計画区域内の処理水量の約3分の1程度しか処理されていない。一方、計画区域内の家屋の接続率はせいぜい 50%内外、こういう状態があるわけです。

その結果、下田市は一般会計から今年度7億 6,200万円もの巨額な繰出金をしなければならぬ。下水道事業に起債の償還あるいは経常経費の不足分、下水道料金で賄い切れない不足分を一般会計から補っていると、こういう現状があるわけです。私は、一般会計 84億円のうち7億 6,000万円もの下水道事業への繰り出しという問題が、やはり市財政の根本的な改革の上にとって、下水道事業の根本的な見直しが大事だということは全議員ご承知のとおりであるわけです。

そういった中で、今必要なことは、下水道に対する 50%内外の接続率を市一体となって市民の協力を得て、6Q 7Q 80%にして、下水道事業の経営あるいは運営の健全化を図っていかねばならない、これが急務だと思うんです。加えて、一般会計からの繰り出しは、ここ10年で60億円から70億円にも上る。さらにこの先数年間、7億円余の繰り出しをしなければならぬという現状があるわけです。

そこで、下田市は下水道法に基づいて、各市民に法律に基づいて下水道の接続を呼びかけているわけです。ところが、下水道の接続を呼びかけている下田市が、いわゆる下田市の公の施設である市営住宅が、下水道法で接続が義務づけられている施設であるにもかかわらず、それを議会の指摘 昨年私も指摘しました。今年も指摘しました それにもかかわらず、法律違反であるということをも市当局は認めていながらやらないという、このルール違反、法律無視の行政執行がいまだに続いているわけです。

この点に関して、聞くところによりますと建設委員会は市長の出席も求めて審査を行ったと聞いておりますが、この点に対する建設常任委員会の審査の経過等についてご報告をお願いしたいと思います。

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 小林議員のおっしゃるとおり、建設委員会におきまして、市営住宅の下水道接続、特に柳原とうつぎ原の住宅について、まだ下水道に接続していないのではないかというふうな問題が出ました。本会議においてもありましたし、委員会においてもそのような質疑がありました。

そこで、市当局の説明も求める中から、市長の見解も聞いてみようというふうなことで、

市長に 21日でしたか、委員会に出席をお願いして、市長としての見解も聞きました。

その中で、委員の方の質問としては、本会議において下水道課の方でも認めたとおり、下水道法に基づいて市営住宅に下水道を接続していないのは違法状態ではないのかというふうなことで、それについての市の見解を求めました。その中で、委員会としては委員の多数の方は市当局もほぼ違法的な状態であるということを認めている。そういう中でどういうふうにかこの状況を改善していくのかというふうなことについての市長の見解を聞いたわけですが、市長の見解としては、現状は余りよい状態ではない。違法状態的な状態であるけれども、それを市長として現状を違法であると認めていくことはこれからの下水道行政においてマイナスの効果があると。そこを明らかにするよりは、これから市として現在の老朽化した市営住宅の統廃合を進め、さらに新たな市営住宅に現在の老朽的な市営住宅を集約していくというふうな政策の中で、現状の問題を解決していきたいと。

現在の老朽化している市営住宅は築 50年以上たっている住宅が多く、その住宅に対して新たに資本投下し、多額の下水道工事費を予算から出していくというのは、これはなかなか現在の財政上、あるいは市民のいろいろな市、行政に対する見方にとってもプラスにはならないだろうというふうな市長の見解が出されました。

委員会の委員の大勢においても、当初の違法か違法でないかという件に関しては、いろいろ見解は市長の見解と違うところがありますが、これから現在の接続されていない状況をどうしていくのかということに関しては、委員会の大勢も今、市の財政、1件につき 100万円以上下水道接続するのにかかります。そのような資金を投入していくことがよいのかどうかというふうなことに関して、委員の大勢は、今の老朽住宅に下水道布設するよりは、現在も進めている統廃合を進めて、将来的に新たな住宅を建設していくという方向で解決していく方がよいだろうというふうなことで、そういうふうな意見が委員会の大勢を占めました。

それ以上の、当初の違法か違法でないかというふうなことに関しての、市長とか委員会の見解はなかなか微妙に一致しない件がありましたが、ただ、この委員会は予算を審議する委員会でありまして、19年度の予算に計上されているのは先ほど言った古い市営住宅の解体費用でありまして、そこに関しては違法、違法でないというふうな判断の素地になる事案であるので、それは予算としては委員会としてこの予算を認めていこうというふうなことが大勢となりました。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） いわゆる市の行政というのは、常に国の法律に基づき、あるいはそれぞれの自治体の条例に基づいて運営されるわけです。老朽化している施設であるから、下水道法で3年以内に接続を義務づけられている施設であっても、老朽化していると、金かかるからこれは接続しないという、こういうルール無視が市、要する市としてそういうふうなことをして、この先法を守るということを市民に訴えることができなくなると思うんですよ。下田市自体がまず、だれもがそうだと思うんです。接続するのにお金がかかる、建物は古い、だからもうそんなものやってもむだだからやらない。これはまず第1に、そういう老朽化した市営住宅に住んでいる何世帯かの世帯の人たちの基本的な人権を無視した極めて卑劣な、極めて人道無視、基本的な人権を無視した行政だというように思うものです。

もう一つは、下水道法は接続が開始された以降3年以内に接続を義務づけられているわけです。このうつぎ原、柳原の住宅地域は、約平成9年か10年ごろに供用開始されたわけで、既に8年余がたっているわけです。これは明確に下田市の下水道法に違反した行政執行が行われているという事実があるわけです。これに対して建設常任委員会は違法だ、違法でないとかというお話を申し上げたそうではありますが、ただ、この先、集合住宅をつくるとかなんとかということでもいいだろうということのようですが、総合計画あるいは今後の中期財政計画の中にそういうものは一つもございません。一つもないわけです。住宅を新たに集合的な住宅あるいは市営住宅を建設するなどというそういう計画は下田市に一つもございません。これは単なるその場限りの逃れる口先だけの抗弁になるわけ。

私は、そういう先ほど申し上げましたような下水道事業の健全化を進めていく上で、やはり今年度市営住宅の良好な管理運営を進める予算にそういうものを明確に盛って、そういう違法状態解消するのが当然だと思うわけですが、それはそれといたしまして、石井市長は違反であってもやらないと、違反ということを承知の上で、下水道法に違反しているということ市当局は承知の上で、老朽化している施設あるいはそこに住んでいる人たちの老朽化している施設です、お金をかけてもむだだと、こういう見解でやらないというふうなことになるのか、この点最後にお伺いします。

議長（森 温繁君） はい。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 市長の見解は、そのようなことを市長として表明することが政治的によいことなのかどうか、これからの下水道行政を進めていく上でどうかということの判断です。委員会の大勢は、一度違法状態を認めたその後に、例えば下水道

条例でも第1条の3項に、相当の理由がある場合はこの限りではないというような項目があります。そこら辺のところでは何とか現状を大幅に見て、将来的な市営住宅の統廃合を進めていく中で解決していくべきだというふうな判断、委員会の大勢はそういうふうなことになりました。

ですから、違法か違法でないかというふうなところの市長の判断、委員会の判断は、現状ではファジーです。委員会は、それ以上のところの審議はしていません。

議長（森 温繁君） ほかにございますか。

7番。

7番（中村 明君） 1つだけ質問いたします。

本会議におきましても例の黒船祭の寄附金のことで出たんですが、その辺の経過と、委員会においての結果をご報告願いたいと思います。

議長（森 温繁君） はい。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 黒船祭の特に寄附金集め、それについて、現状職務権限で市の課長を中心にある程度チームつくって、下田市内の各企業あるいは商店等々に寄附をお願いしているというふうなことが、これは違法ではないのか、あるいは談合じゃないけれども、管製談合の逆談合みたいな形でなされているんじゃないかというふうな疑問が本会議においても出されました。委員会においてもそのような質問は出ました。

それで、やはり委員会として審議する上で、やはり市長の判断も聞いてみようというふうなことで、市長からも委員会に出席していただいて、そこについての見解を聞きました。

市長の見解としては、黒船祭は下田市の財産であると。これはどういうふうにしてもこれからは続けていかななくてはならない。現実的に今の黒船祭は市からの補助金と寄附金で成り立っていると。寄附金は今すぐなくすことは、黒船祭そのものをなくすことであるというふうなことです。

しかし、現状、もし市民からさまざまな疑問が持たれるようなことがあるのであれば、そこら辺は配慮しながら改良していこう、よりよい形にしていこうというふうなことが市長の基本的な見解です。

あと、法律違反になるのかどうなのかということに関して、市当局の方の見解も聞きました。市当局、弁護士等々に聞きながら出した結論では、法律違反になるようなことはない。ただ、指名業者等々に対して直接担当する所轄の課長が寄附金を集めに行ったりすることは、

非常にいろいろな疑問を持たれることがあるというふうなことに関しては配慮すべきであるというふうな点を、弁護士等々から示唆を受けたというふうなことを聞いております。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（中村 明君） それでは、来年以降は結局、所管の課長さんではなく、ほかの方がそういう業者さんの方に寄附行為をするという理解でよろしいのでしょうか。

私も黒船祭というのは、今や世界有数のお祭りになりつつある行事だと思っております。やはりそういう寄附金等がなければ、このお祭りはどんどん衰退していくと思っております。やはり市民の皆さん、あるいはそういう民間の業者さんに対しての寄附行為というのは必要だと思っております。その辺は結局、来年以降は先ほど述べたように所管の課長さんじゃなくてほかの課の課長さんが、入札業者さんの方に行くということによろしいんですか。

議長（森 温繁君） はい。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 現状でも担当の課長が事務範囲の企業に直に行くということはそんなにあるわけではありません。また、課長が単独で行くということもないし、民間の方たちも同行して一緒に行くというようなこともなされております。そこら辺のところをより実態を見ながら、市民に疑問の持たれない形で改良しながら、できたら寄附集めそのものはこれからも続けるというふうなことです。

議長（森 温繁君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員会に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 総務常任委員審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報

告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定について
- 2) 議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3) 議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 4) 議第 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5) 議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6) 議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 7) 議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8) 議第 30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9) 議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 10) 議第 32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 11) 議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）
- 12) 議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算
- 13) 議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別 会計予算
- 14) 議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）
- 15) 議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）
- 16) 議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算（人件費）

2. 審査の経過。

3月16日、19日、20日、22日の4日間、第1会議室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より、土屋企画財政課長、出野総務課長、村嶋税務課長、山崎市民課長、森出納室長、木村監査委員事務局長、関議会事務局長、糸賀福祉事務所長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に関する現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及び理由。

1) 議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の

条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第 32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別会計 予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

議長（森 温繁君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 議第 24号の下田市職員の公益法人等への派遣に関する条例の制定について、まずお尋ねをいたします。

つくし会等々への派遣が議論をされてきたわけですが、今年度におきますこの公

益法人への派遣はどのような部署が検討がされているのか。

そしてなお、派遣された職員についての定数との関連はどのように議論がされてなっているのか、1点目お尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、28号の職員定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、市長の事務部局225人を176人にとすると、49人減をするんだと。全体では23人の定数減というぐあいに提案がされてきているわけですが、その実態は、臨時職員が定数外に110人もいられると、こういう形になっていると思います。しかも、常勤の職員が62人、非常勤の職員が48人。市の正規の職員は定数で少なくしても、その市民サービスへの実態は、今言いましたように110人もの臨時、パートの人たちの手をかりなければサービスが提供できない。基準法に違反するような形での定数の定め方というのは、これ大変問題があるというぐあいに思うわけですが、市の職員の定数とは、やはり人的サービスの上限を決めるという側面があると思うわけですが、定数についてどのような理解をすべきか、どう議論がされたのか、第1点お尋ねしたい。その議論の上に、今言った実態をどのように把握されているのか。

例えば保育所職場に例えますと、31人の正規職員に対して20人の臨時職員と、51人で19年度の保育行政を進めていこうとしている、こういう体制の中で、臨時職員であるから臨時的な仕事をするということではなく、常勤として1年間正規の職員としての保育士と同じ仕事をクラスを担当してすると、こういう実態があるわけでございます。

このような実態をとらえて、この定数がただ単に職員の定数上の数を削減すればいいというような安易な判断でなされたとするれば、大変問題があるというぐあいに思うわけでございます。重ねてその点を具体的にどう議論がされたのか、判断をされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、次に、議第29号下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、昨年、人勸とは別に約10%の削減をし、人件費を1億6,000万円等の削減をすると、今年度さらに人勸等と合わせまして、年をとった方々、管理職にある方々は7%、平均では4.8%の引き下げをするんだと、これが1億2,000万円余になると。この2年間でかれこれ2億8,000万円近くの職員の人件費を削減すると、こういう形になっていようかと思えます。

削減をするだけではなくて、ラスパイレス指数が80というぐあいに言われているわけです。河津町や南伊豆町よりもその職員体系が悪いと。公務員である限りにおいてラスパイレス指数というのは、やっぱり一つの国の基準であると思うわけです。それは100が基準でありま

すが、マイナス 20にもなっている。そういう状態の中で、職員の仕事への意欲が大変そがれているという実態も一方では出ているのではないかというような思いがするわけでございます。

今年度、30人もの課長を含めた職員が退職していくというこの実態が、一方的に財政の危機を人件費にしわ寄せしていけばいいんだと。ところが、市役所の仕事はほとんどマンパワーといいますが、教育にしても、福祉にしましても、その多くが職員のサービスによって支えられていると。そこを切り捨てていくというような施策は大変やはり問題があるというぐあいに思うわけでございます。

人件費がどのような形であればいいのかという議論をどうされたのかという点をお尋ねしたいと思うわけです。安ければ安いほどいいんだ、こういうことではないと思うわけでございます。生活していくのにふさわしい賃金、給料というのはあるわけで、しかも市の職員の賃金体系は団体職員、農協、漁協や商店に働く人たちの一定のこの地域での給与水準の基準になってきたと、こういうこともあるかと思えます。給与の原則からいえば、同一労働同一賃金、こういうことではございますが、実態は年功序列、年々ごとに4段階にさらにこれは区分して格差をつけていく。職場の中に一方的な格差のみを、給与体系の中に広げていくということは、職員の団結、やる気を非常にそいでいく、不仲にしていく、こういうことにもなるかと思えますが、このような職員への影響をどのように議論されたのかお尋ねをしたいと思います。

それから次に、議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、いわゆる特殊勤務手当をなくらせてしまっているということでございますが、この特殊勤務手当をどのように考え議論がされたのか。管理職手当とどう違うのか、あるいは扶養・住宅手当、通勤手当とどう違うのかという点について、まずどういう議論をされたのかお尋ねをしたいと思います。

多くが清掃手当等々含めまして、大変給与実態が中途採用者等が多いというような事情もあって、大変な状態の中で、せめて生活ができる、あるいはそういう特殊な勤務につくというようなことでこの手当が設けられていると思います。この存在意義がきっちり議論をされて条例化されたものだと思いますが、それを廃止するということになれば、やはりそれなりの理由と内容をきっちり議論してきたものだと思いますので、その内容を明らかにしていただきたいと思うものでございます。

以上、質問いたします。

議長（森 温繁君） はい。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 大変多くの質問でございますので、最初に、派遣職員の定数についてでございますが、19年度の行う予定として、4名が定数になるのではないかとということで説明があり、そういうことで私どもは聞いております。

それと、職員の定数についての問題でございますが、これは今下田市の財政の厳しい中で職員の減らす方向にいる、そういう立場からどうしても職員定数をできるだけ絞った中で行政の執行をしていくという形で、本年度の定数が273名に一応目標を持って行くと。そして、その中でどうしても臨時の職員の採用をしていかなければ行政の業務の特定の業務まで行き渡るには大変厳しい状況にあるので、臨時の職員を雇っていかなければならないということで、先ほど申されたような形で臨時職員を雇うというようなことでございます。

それと、31号の清掃職員とか水道事業の特別の月額を支給をカットするというようなことでございますが、これも地方自治法の改革指導によって、職員の皆さんにも了解を得て実施をしていきたいということで説明がありました。

我々としては一応そのときのあれには、できるだけ減らさないようにしていかなければならないということでしたが、今の市の財政の状況から見てはやむを得ないではないかというように判断させていただきました。

29号の人事院勧告による下田市の職員とはということで職員の関係が出ておりますのは、これは職員の給料は、一応最低今の現状の職員の給料は確保した中で、またそれを今回の勧告に従って3分割にして、これ等級別に違いますが、一応23歳までの方と24歳から33歳の方、そして34歳以上の方ということで、その方を3分割にしてこの給料は査定をしていくということで、実施していくということで報告がありましたので、そういう形に今後変えていくということでございました。

臨時職員の格差の問題です。今の臨時職員が大分多くいるということで、職員の定数よりも臨時職員が多いということもございますが、そのようなことで長年勤めても職員との格差があるというようなことで、小林議員からもいろいろ質疑がされましたが、その中で、今の実態ではこういう臨時をやって、一応はこういう状況であるので、これを今後改善していただくようにという委員会の中では申し出というか、そういうあれはできるだけ改革をするよう当局の方に要請というか、そういう形で委員会においては審議されました。

議長（森 温繁君） 1番。

1 番（沢登英信君） ご答弁いただきましたが、基本のところでお答えをいただきたいと思
います。

そういう意味では、定数条例とは何かと。当局は定数条例をどう理解して、委員会はそれ
をどう審議したのか、定数条例は何かと。私の見解ですと、それは市民へのサービスを提供
するマンパワーの上限だと、そういうことからいいますと、この定数条例で 225人を 176人、
市長部局の職員 49人減にするという、こういう内容になっているわけですが、そうい
う実態から言えば、110人もの臨時職員、しかも常勤の職員を 62人も雇わざるを得ない。1
年間、職員と変わらないように働く人たちがこの職場にいるのに、実態をただ定数だけを切
ればいいと、こういう姿勢というのは大変問題じゃないか、こういう指摘をしているわけ
です。その議論がどうされたのかお尋ねをしたいというのが第1点、大きな柱でございます。

そういう中で、派遣職員については定数外になるということですから、この定数にまた そ
の方々が派遣が終わって帰ってきたときの定数との関係はどうなるのか、そういうことで言
えば、やはりこの定数条例はその都度都度変えていくようなものではなくて、市のあり方と
して、マンパワーをここ4年なり5年、一定の目安を持って定めるという、そういう性格の
ものではないかと。毎年毎年この定数を変えるというような方向というのは、当局の姿勢や
定数への見解が大変疑問に思われる、こういう質問を差し上げているわけでございますので、
その点を定数についてどういう議論がされたのか明らかにしていただきたいというぐあいに
思います。

それから、給与につきましては、この2年間で2億 8,000万円近くの人件費を削減してき
ているわけですから、職員としましても、その費用が市民サービスのためにぜひ使ってほし
いと、こういう思いが市の職員として当然あると思うわけです。ところが、この人件費がそ
ういうものに使われたのかどうなのか。人件費とは何か、賃金とは何かということの議論な
くして、ただ給料は安ければ安い方がいいんだと、こういう議論をされていくとしますと、
収入・支出の帳じり合わせのために人件費を下げればいいんだと、こういうことになって、
安定した地域社会、経済を確立することができない、こういうことになりはしないかという
懸念を表明し、そこがどう議論されたのかをお尋ねをしているわけでございます。

以上、2点に絞ってぜひお答えをいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） はい。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） ただいま人件費の関係で、市の職員を大幅にカットしたと

ということですが、これも今の市の財政の厳しい状況であり、また、できるだけそういう費用を削った中での事業ができるだけ落ち度のないような形では進めていくというような形で当局からの説明もありましたので、そういう形で、また人事院の関係もありまして、ここで昨年度の 286名から 277名、そして4名を外へ派遣するという事で 273名というような形にして、この下田市の財政を乗り切っていくというようなことで対応していきたいというようなことでした。

それと、今の職員の方々の給料をカットした中で、その出てきたお金がどのように使われているのか、市民サービスに使われているのかというようなことですが、市長の市政報告の最後のところに、本年度のいろいろここに重点事項・業務 をやっていくということを出ておりますので、大きく言えば今年の 19年度の予算の中で、ごみ焼却の修繕をしていくというお金が一番多く使われているというような焼却炉であるというふうに報告を受けております。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 質問の趣旨と答弁が食い違っているようでございますが、これ以上続けてもあれだと思いますので、終わります。

議長（森 温繁君） ほかに。

13番。

13番（大黒孝行君） 今の人件費にかかわる部分でございますが、いろいろな分野にわたって大変なお審議いただきましてご苦労さまでございました。

1つだけ、常々思いますことは、臨時職員の賃金というものは各事業ごとに出てこない。そのことによって、各事業のスケール、全体というものが大変見えにくくなっております。

私どもの委員会では、私は積極的にこれは臨時は何人使っていらっしゃるのと聞きますけれども、大変見えにくくなっておりますが、その辺の議論がなされたか、なされなかったのか、それをお聞かせください。

議長（森 温繁君） はい。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） その点は、我々の委員会においては質疑はなされなかったと思います。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） そういうことであるならいたし方ございませんが、次回もしこうい

う席がございましたら、委員長、またそういうことのご配慮をいただきますように要望いたします。

終わります。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって総務常任委員会に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議題 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 大変失礼しました。

本案は、総務常任委員会に付託されまして、私もその総務常任委員の一人として、この議案の詳細な審議に参加したものでございます。

本定数条例は、基本的には今回の機構の改革によりまして、いわゆる市長事務部局であった保育所関係の事務が教育委員会事務部局に移ることによって、市長事務部局にあっ

た保育所職員が教育委員会に出向するという、こういうことが一つの大きな改正の内容であるわけです。

もう一つは、今年 30人からの 18年度に退職がございました。さまざまな事情があったけれども十四、五人の補充ということで、かなりの数の不補充が生じたということであるわけです。そういう点で、市長事務部局の職員の定数が減少になっているという、こういう内容のものでございます。

しかし、ここに一つの特徴があるわけです、皆さん。市長事務部局の職員の実 際定数よりも 14人多く定数の条例を定めているものでございます。これは、その内容は何か。先ほどから議論されておりますように、職員の実人員と定数というものは一体のものでなければならぬという一つの定数条例のそういう議論があります。もう一方は、沢登議員が指摘されたように、上限を定めて、その上で執行権者の裁量によって職員というものを採用するという、2つの定数に対する考え方がございます。

市長事務部局の定数につきましては、 14人の余裕を見ているというのは、実は下田市が 100%出資している振興公社が、この先いわゆる 指定管理制度というものの導入によって、振興公社がこの先もずっと文化会館やプール、その他の指定管理を続行することが不可能になった場合には、この 14人の振興公社職員を市長事務部局の職員に受け入れるという、こういう一つの枠を設けているわけでございます。これはこれとして、やはり公社職員が路頭に迷うというようなことがあってはならないという、そういう措置として私は妥当であると思うのであります。

ところが、教育委員会事務部局については、八十何人の事務部局の職員をあれしておりますが、先ほど沢登議員が指摘されましたように、下田市の子育て支援の最前線で働いている保育所であるとか、幼稚園であるとかという、こういう現場の職員を、実際に必要な職員は 40人も 50人も必要なのに定数は 30人としか定めていないという、こういう矛盾があるわけです。それは、じゃ実態は中ではどうなっているのかということにつきましては、例えば白浜の保育所については職員が 5 人です。5 人の職員で 2 歳、要するに 3 歳未満児については国の最低基準でも 6 人に 1 人の職員を配置しなければならないのに、7 人のところに 1 人しか職員を配置していない。最低基準を超えているわけなんです。

さらに、大賀茂の保育所にしましても 14人の 3 歳未満児、そういう人たちのところに本来ならば 3 人の職員を配置しなければならないのに 2 人で置かれているという。さらに、保育所においては、幼稚園もそうですが、1、2 歳児、2 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児と年齢

ごとにクラスが編制される。そのクラス編制に正規の職員が配置されることなく、臨時の職員が1人でクラスを運営しなければならない。幼稚園もそういう状態になっている。したがって、そういう子育て支援の一番大事な保育所や幼稚園の現場で、臨時の職員が市の正規の職員と同じようにやっている。しかも、その臨時の職員は10年、20年という長い間臨時の職員として差し置かれているわけです。

したがって、給与においても正規の職員と大きな格差が生まれる。期末勤勉手当も正規の職員はもらえる。臨時の人たちは、実態的にはわずか20日かそこらのあれしかもらえない。まさに、下田市の保育所や幼稚園現場に今国で行われているような格差が、職員の中に格差社会が生まれている。こういうものを改善していくには、やはり私は、沢登議員がおっしゃったように、保育所職員、幼稚園職員含めた教育委員会事務局職員の定数を、事務量からさらにカットした定数に定めるような今回の改正というのは問題があると、こういう議論でございます。

したがって、先ほど、その点については委員会でかなり激しくやり合ったわけですが、先ほど委員長報告ではありましたが、今後、保育所や幼稚園の事務量に見合った職員を採用せざるを得ないという、こういう人事担当課長のご答弁もございましたが、これは課長さんの答弁であります。しかも、この課長さんは今年度で退職するという。しかし、議事録にはこれは残るわけです。

そういうことがございますから、やはり私は市長事務局で14人、先ほど申し上げましたように、定数、実際よりも多く上限を持っていると。教育委員会事務局職員についても、今言ったように保育所や幼稚園で必要な職員数を確保する。そういうものを確保するという、そういうことが必要であると。それが、下田市の市民サービスを支える職員の定数を定める原則だというように私思うのでございます。

それが、実態的には、長くなりましたが、臨時職員で賄うということを前提にした教育委員会事務局職員定数、これについては反対であるわけでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 賛成者として意見を述べさせていただきます。

当総務委員会におきましても、この定数の問題におきましては十分な審議を行いました。

先ほど小林議員からご説明がありましたように、定数枠が現行の定数よりも 14人枠をとっているということは事実であります。これは、先ほど小林議員が述べましたように、今後の振興公社の問題等がございます。

また、教育委員会のことに関しましては、これから幼保一元化によることによりまして職員を採用する、正規に採用するとなると、非常に今度は子供たち、児童たちが、また保育園児が少なくなってきた場合、その人たちが結局保育園児・幼稚園児に比べると職員の数が増えていくという実態がございます。よって、それを賄うためには、臨時職員として雇用するのもやむを得ないものと当委員会では判断をいたしました。

よって、賛成いたします。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 今、市の人件費を切り下げのために臨時職員でやむを得ないんだと、こういう見解でございましたが、やはり5年、10年と市の保育士さんや幼稚園の先生として勤めてきた方々を臨時のままで置いておくということは、基準法にも違反していく実態になるわけです。そして、それらはやはり市民にきっちりしたサービスをしていこうというこの姿勢を疑わせる当局の姿勢につながると思うわけです。そういう点ではやはり定数というのは、どういう下田市をつくっていくのか、どういうサービスを市民に提供していくのかということにかかわる問題であると思います。人件費を削減するために、臨時等々の法違反をしていいんだと、こういうことにはならないわけで、ぜひともここに暮らしやすい、子供を育てやすい下田市につくり上げていくために、この定数条例の姿勢に反対をするものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 8 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 本案は、私の所属します総務常任委員会に付託された案件でございます。

先ほど実はとんだ手違いがありまして、本案に対する討論をしかけたところでございますが、もう一回やらせていただきます。

本案は、先ほど申し上げましたように、昨年に引き続いて、市長、助役の報酬の 10%カット、市職員のこれまた昨年に引き続いて 8%から 5%の段階的な職員給与カット。これを 1

年間の限定、すなわち平成 19年度に限って行うという、こういう内容の 条例でございます。

昨年度は平成 18年度の予算編成を進める上に当たって財源難ということで、一般職員の給与とカットと、そして市長あるいは助役さん、そして議会も議員の期末勤勉手当 10%カットと、こういうことで大体 1億 8,000万円余の人員費の削減がなされて、それで一応平成 18年度の予算のつじつまが合ってきたわけでございます。

しかし、現実には、18年度末においてどの程度の実質的な単年度の収支が出たかは、これは伊藤議員ではございませんが、もう少したって決算上は出てくるというものでございます。

今年度も実は同じようなカットをするということでございますから、そこから浮く費用というのは1億 2,000万円余でございます。さらに、今年度、先ほど申し上げましたように、30人からの職員が18年度末に退職されます。この30人余の職員の給与というものは、恐らく2億円を超える給与費になるわけです。ところが、新規採用は十数人ということでございますから、大体十数人の新規採用の職員の給与約 6,000万円内外だと推計されます。

したがって、職員の30人の退職によって1億 5,000万円以上、先ほど申しました市長以下の給与カットで一億 数千万円、合わせて二億七、八千万円の人員費の削減が平成 19年度に行われるわけです。

しかし、皆さん、これによって下田市の市財政の打開ができたかというふうにお考えになっている人は一人もいないと思います。いわゆる平成 19年度の予算の編制上のつじつま合わせのためにそういうことが行われている。根本的な市財政の検討というものはここで行われない。要するに、財政問題を人員費カットにすりかえられるという、こういう格好が出ているのではないかと思うものでございます。

したがって、私はそういう職員やあるいは市長の報酬 をカットするという、こういうやり方は策としては最も悪い策だと、根本的に市の財政の打開のためには何をなすべきか、そういうことをきちんと議会も当局も議論していくという、こういうことが大事であろうと思います。

とりわけ市の職員におきましては、先ほど沢登さんがおっしゃいましたが、ラスパイレス指数といいまして、国の給与の水準と比べて下田市の職員給与の水準がどの辺にあるのかということ、同じぐらいということ、100とした場合には、このカットによって大体 88 沢登さん、80と言いましたが 88くらいです。これは大体県下 では最下位に位置づけられるものであります。今までこのラスパイレス指数が最下位であったところは、たしか南伊豆町が最下位だったと思います。ちなみに、県下 2市あるいは町においても大体 90から 100の間が

ラスパイレス指数の水準になっております。下田市が県下で一番低い給与水準、南伊豆町よりも低い給与水準になっているという状態があるわけです。

公務に携わる職員の人たちが本当に市民みんなのために働けるような、そういう環境をつくるということが大事ではなからうかと。そういう点で、人数が少ない中で、今までの職務よりもさらに一人一人の職員の事務量がかさが増えていくという、こういうことを考えていけば、先ほど申し上げましたような財政の改革にもつながらないということから考えていけば、こういう形での予算の合わせ方はすべきではないというように考えるものでございます。

以上の点におきまして、本案に対して反対でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 賛成者の一人としまして意見を述べさせていただきます。

先ほど小林議員がラスパイレス指数のことを 言いましたが、確かに下田市は今回の給与引き下げにより、この賀茂1市5町の中で一番低いのは確かであります。下田市の指数は85.8%、南伊豆町が88%、河津町、東伊豆町に至りましては90%台という数字でございます。

ただし、私が議員になる前、民間の企業に30数年勤務いたしておりましたが、バブルがはじけた後は、やはり企業が厳しいときには給与カット並びにボーナスカット等を実施しております。今、この下田市が財政困難と、財政危機に至っている場合におきましては、職員の皆様の痛み分けも必要かと思えます。

よって、賛成をいたします。よろしく申し上げます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 本案の内容は、水道課企業職員のいわゆる本管等の断裂に伴って、急遽夜間等でも出勤しなければならない場合の自宅待機等に対する特殊勤務手当であります。

それともう一つは、下田市の清掃業務に携わるいわゆるごみの収集、そしてごみの焼却等に携わる職員の特殊勤務手当、これらを全面的にやめるといふ、こういうものでございます。

一つは、私たちの日常の暮らしの中で、水道ほどありがたいものはないと思います。どこ家庭でも台所の蛇口をひねれば水が出るという、こういう暮らし。一たび何か事故があったときにはその暮らしが破壊される、そういうことを、まあ言えば日常的に安定した上水道を各家庭に配るといふ、そういうことのために必要な制度として長年特殊勤務手当としてわずかですが措置されていたと、こういうものでございます。それを、国や県の一律特殊勤務手当カットの1つの指導に従って、本市におきましてもそれをおやりになろうとしているものでございます。

また、清掃にかかわる手当は、いわゆる過酷なごみ収集等にたずさわる職員に対して今の石井市長のお父さんであります石井基市長の時代から、市長が特別に夏季あるいはその他の清掃に勤務する人たちの車に1週間ほど乗って、実体験の中から、やはり市民の暮らしの最前線で働く職員あるいは環境を守っていくために必要な過酷な作業に携わる職員に対する月額7,000円の特殊勤務手当がそこから生まれたわけであります。

これにつきましても、清掃現業に働く人たちというのは現場の職員でありまして、市役所の一般の職員の場合には、課長、係長とか、主査とか、あるいは主幹、課長補佐、課長と、こういう形にいわゆる職務職階制に基づいて給与は上がっていくという、こういう一定の仕組みがあるわけでありまして、清掃現場に働くような職員は現場の職員ということで、その給与の上昇というか、給与の引き上げがないまま据え置かれるという、こういう給与体系上での格差も生まれているわけです。

私は、そういう点かんがみて、やはりそういう現場で働く人たちの待遇を給与体系の面でそれを支えることができないならば、やはり特殊勤務手当 特勤手当といって、今や一番悪者のように扱われてきたものであります。この現場の状況等々から考えて、私はこうい

うことは今言ったような事情から、現場に働く人たちの待遇を守る、現場に働く人たちのことを考えるという、こういう点から維持すべき制度であるというように思いまして、この廃止には反対するものでございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 賛成者の一人といたしまして意見を述べさせていただきます。

先ほど述べましたように、民間におきましては不景気の時代、リストラ、給与カット、あるいはただいま小林議員がおっしゃいました各種手当等のカットを行い、企業の存続を行っております。

市役所におきましても、民間企業とは違い、やはりこういう財政危機の折、給与カットあるいは手当の削減等もやむを得ないものと考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、発議第 2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する厚生文教常任委員長の報告は否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 発議第 2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

ご案内のように、国民健康保険事業は、下田市の半数以上の方々がこの国保に加入しているわけでございます。1万 4,000人を超える人たちが加入している。大変重大な医療保険制度であるということが言えるわけでございます。

ところが、社会保険に加入できない方々が国保に加入する。年金生活者であるとか、あるいは職場を退職された方、零細な農業、林業あるいは商店の方々が加入する制度でございます。したがって、このうちの 50%は国、公共が費用を見る、医療費の 50%を国保税として納めていただく、こういう制度になっております。

ところが、お医者さんにかかるときに自己負担金が現在多くの方が 3割になっておりますから、その 3割を全医療費から引いてしまいます。残りは 7割です。この 7割を公費と負担金それぞれの国保税で折半をする。実質的には国の方は公費負担は 35%しか負担をしていない、こういうことになるわけでございます。

したがって、多くの自治体におきまして、繰入金という形のものを入れて援助をしているというのが実態でございます。下田市におきましても、かつては 1億円を超える一般会計からの繰入金をして、この国保会計を支えるということを進めてきました。

ところが、ここ 3年間、繰入金はせずにすべて市民に、国保加入世帯に、この費用を医療費の値上げを含めまして負担していただく、こういう形に財政危機を理由にして政策を変更していった。石井市政の政策変更であると言えると思 うわけでございます。

したがって、国保税を上げる、払えないからさらに国保税を上げる、この悪循環が断ち切れずにいるわけでございます。85%の人たちが払っている、15%の人たちは国保税を払えずに滞納世帯となっているわけでございます。7,400世帯のうち1,100世帯もの方々が滞納世帯だと。しかも、そのうちの30%、300世帯を超える方々はお年寄りの年金受給者で所得がゼロであると、こういう人たちが国保税を払えずにいるわけでございます。所得がなくとも資産があれば、固定資産の半額を払いなさい、応益分として均等割りには2万2,700円、そして平等割りは2万6,700円だと。合わせまして4万9,300円は最低かかる。所得が全くなくても、そういう人たちに課税されていく。実態は1回払いで、4万円、5万円、1回ごとに払うというのが平均的な実態になっているわけでございます。53万円という限度額があるにしましても、この国保税が大変市民の生活を押しひしげているというぐあいには言えると思うわけでございます。

この高過ぎて払えない国保税を引き下げることが今可能になっているわけでございます。平成16年度に13%、17年度には8%の値上げをしてきました。この結果、静岡県でもまさに一番とっていいほど、国保の税率が高い下田市になっているわけでございます。85%の取れる人から国保税を取って、15%の人たちには払えないんだからしょうがないと、こういうような措置ゆえ進めていきましたら国保事業が破綻していくことはだれの目にも明らかであると思うわけでございます。

平成17年度決算では、この国保会計は9,600万円余の黒字を出しております。そして、18年度、2カ月後になるわけでございますが、当局の予想では1億円を超える黒字見込みであるということをお明らかにしているわけでございます。

したがって、7,400世帯の方々に1万円の引き下げをしても、7,400万円の税があれば1億円余るわけですから、あと2,600万円の積立金ができると、こういうことで国保税を引き上げ、多くの人たちの善意によって助け合う制度が継続される、こういう方向が必要であるわけでございます。

現在、滞納金額が4億6,000万円にもなるわけでございます。年間必要な税として集める税額は12億円、あるいは多く見積もっても13億円でございます。その13億円のうち4億6,000万円が別の形で滞納として残っている、こういう運営を許しておいてはいけないと思うわけでございます。いずれにしても、取り過ぎた、この黒字の積立金は市民に返し、国保が払いやすい、そういう仕組みをつくっていくということが必要であります。

さらに、それだけではなくて払えない方々には、短期保険証といって3カ月しか有効期限

がない保険証を発行しております。これが 375世帯に発行しているわけでございます。3カ月ごとに徴収督促をして国保税を納めていただくんです、こういう仕組みでございますけれども、実態はこれが有効に働いていない。さらに 155世帯の方々には、保険証そのものを取り上げてしまう、資格証明書という形で、全額医療費を病院に行ったときには払わなければならない、こういう形になっていまして、医療にかかれずに死亡するあるいは時期を逸して大病になるというようなケースが、全国でも報道をされているわけでございます。

こういうことから考えますと、国民健康保険税、取り過ぎた保険税はきちり市民にお返しをする。そして、みんなで支え合うこの精神を大事にして納めていただく。そして、所得がない、納められない方々には、きちりと従来のように繰入金をしてこの事業を支えていく、あるいは国にこの制度の改善を求めていく、こういうことのきっかけに1世帯当たり1万円の引き下げのこの条例案になるものでございます。ぜひとも多くの議員諸氏の皆様のご賛同をいただきたいと訴えるものでございます。

議長（森 温繁君） 次に、原案に対する反対意見の発言を許します。

2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） 発議第2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の意見を述べさせていただきます。

私も厚生文教常任委員会委員の一員でありますが、反対意見について省略をさせていただきましたが、今回ここでちょっと述べさせていただきます。

今回提案されました国民健康保険税条例の一部改正案は、余った保険税を1世帯当たり一律1万円返還すべきというような意見でございます。医療給付費が予定より18年度低かったのには幾つかの要因があるわけでありまして。たまたま今年度のような形になったというのが現状ではないでしょうか。大きな病気、蔓延する病気というものが今回は下田市にもなかったということで、形的にはラッキーであったというふうに考えるべきであるというふう に思っています。

そもそも国民健康保険税は、納税者の前年の所得が確定した後、6月議会において審議をされております。ここにおいて、前年の実績や今後の動向などを十分に検討して下げるべきであるか、上げるのか、またこのままで行くのかということを決めていくべきであります。このような状況にありますのも、あと2カ月もするとその場に直面するわけであります。今年度の3月議会によってこれを急遽下げるといようなことについては、私は反対の立場で

ございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はございませんか。

14番、賛成討論を。

〔14番 増田榮策君登壇〕

14番（増田榮策君） 私は国民税の値上げに対して反対した立場から、今回の引き下げに賛成する意見を述べたいと思います。

先ほど沢登議員が語る説明したとおり、この国保税というのは昨年大幅に値上げを行いました。その結果、滞納が約4億6,000万円も増えているわけでございます。それは、なぜ増えているのか、全く現状を分析していないからでございます。要するに、払える人が払っていない例もあるわけでございます。正確に言えば、当局側はもっとこの滞納を細かく分析して、一体下田の経済的な払えないこの原因は何なのかということ、私は深く探る必要があるかと思うわけでございます。

要するに19%の人が滞納し、そして残りの85%の人に税の負担をしている、こんな不公平なことがあるでしょうか。皆さん、今、都会と田舎の格差もますます広がっているんです。下田市民の中にもまじめに税を払う人と払わない人の格差が広がっているんです。これは実態なんです。これを明確に分析して、この国保会計を私は改善していく必要があるのではないかとこの考えを持っております。

そして、この国保税の会計の予測を見ますと、平成17年度は1月で1億円余の繰り越しが出るのではないかと、こういうふうな数字も出ているわけでございますが、この税率は伊豆半島の熱海から伊東、この全部を含めた市町村 村は今はなくなりましたが、市町で最も過酷で高い税率を課しているのが下田市であります。下田市は、資産割で見ますと、この資産割りというのは、お金の収入がなくても資産があれば払わなければならないという最も過酷な税でございます。ちなみに下田市は資産割で見ますと100分の50、熱海市は100分の40です。南伊豆町も同じく100分の40、西伊豆町も100分の40でございます。なおかつ、限度額においては53万円、いずれも同じですが、均等割、平等割においても一番下田が高い。なぜなのでしょう。私は最もこの下田の国保税の不思議さをいつも実感している一人として、やはりこの資産割、所得がなくても資産があればかけるというような過酷な税を取るシステムを変えていかなければならないと思うわけでございます。値上げすれば滞納になっていく。これでは全く悪循環ではないでしょうか。

私は、税と名のつくものはすべて正確に算定して取るべきと考えております。高く取っても、低く取ってもいけない。やはり市民に対して納得のいく税でなければならないわけでございます。余ったお金を基金に積むというような当局の答弁もございましたが、そういったことがないように、皆さんからいただく税は緊張感のある取り方、緊張感のある使い方をしなければいけないと私は考えております。そういった意味で、もし黒字が出るなら、私は黒字を見越した一つの案として、方向性を示してほしいなと思ったわけでございます。

今回のこの委員会の結論は、全く方向性がなくて、これがやむを得ないことだと、ただ簡単に切って捨てる。私はこういう意見に対しては反対できないのでございます。どうか、この国保税のことについては、高い税率をもっと市民が負担し、そして国保税が健全であるような緊張感のある課税をしていただきたいと思うわけでございます。

そういった意味で、この引き下げ案に賛成でございます。

議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を許します。

13番。

〔13番 大黒孝行君登壇〕

13番（大黒孝行君） 委員会で反対の討論がなかったことに、大変なおしかりをいただきました。

今の増田議員の賛成討論に対しまして 思いますに、この国保会計、これは1に下田市のみ
の問題でなく、全国的に滞納問題、こういう下田がある傾向というものは全国的な展開を示
しております。このシステムそのものがそういう環境にあると言わざるを得ません。

その上で、せんだっての後期高齢者の問題等々のあり、県単位で取り組みもいろいろな模
索もなされているところでございます。また、高い税率、資産税の所得割等々の話も委員会
では積極的に提案もされ、提議もされました。国保運営協議会に対する議員の参加を望む声
等々、抜本的な改革を抜本的にするためのその体制づくり、そのことも含めて委員会では真
剣な議論がなされたと思っております。

ここで、本発議に対します1万円の還付と申しましょうか、引き下げは、この2カ月を待
っても決して遅いものでもない、この2カ月の実績、翌年度の時点で十分に議論をされて
しかるべきものだと思っ反対の討論にかえさせていただきます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、発議第2号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については否決されました。

次に、議第33号 平成19年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成19年度の一般会計予算に反対の討論をさせていただきます。

皆さんご承知のように、予算というものは単年度主義でございまして、平成19年度の石井市政の事業計画あるいは執行計画とも言うべき最も市政運営の根幹に関する問題であるわけでございます。簡単に言えば、平成19年度はどのような事業を行い、どのような負担を市民にお願いするかという、そういう内容のものであるわけです。

そういう点では、この予算が本当に市民の健康や暮らし、あるいは混迷深まるこの地域経済の振興、とりわけ観光の振興等をどう浮上させるための起爆剤になるような予算編成であるのか、こういう視点が大事かと思うものでございます。また予算は、常に条例や規則、法律に基づいて、いわゆる法治国家として正しく編制されているかどうか、これらが大事であると私は思うものでございます。

平成19年度予算は、前年に比して約三億数千万円の増額された予算、84億円余と承っております。歳入におきましては、約60億円がいわゆる一般財源として確保されているものでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、84億円の歳出を支える歳入の歳入不足については、職員等のカット、市長、助役のカット、こういったことで賄っているわけでございます。これはやはり下田市の財政構造というふうなものが、基本的にどうなっているのかということを確認にしないまま、その年々のつじつまを合わせるための作業をしても、一向に下田市の財政値はよくなると私は思うものでございます。

とりわけ下田市の財政事情を検討する上で最大の課題は、やはりどこの市町村でもそうで

ありますが、すべての市町村がそうのように、これまでの起債依存によって事業を行ってきた結果、今回の北海道夕張における財政破綻と、こういうことに対して国の方でにわか起債の状況についての指導というものが強まってまいりました。単に一般会計のみの借金ではなくて、下水道事業、集落排水事業あるいは一部事務組合、下田では南豆衛生プラント、10億円の事業を行いまして、その借金、あるいはつくし学園組合の解散に伴う新たな法人の借金に対する補助金、こういったものが積算されて、要するに公債費比率というものが厳しく言われるようになりました。

下田市の公債費比率というもの、要するに借金の利率と利息と元金の償還額については、そういった連結的な視点で見ると、平成18年度で22億円余に上るのではないかと思います。これは引き続き、この公債費というものは、職員の給与を下げようが何しようが、この実態は変わらないわけです。まず公債費に対してどういう対応をとるのかということに対して、我々はどういう対案を持ってきたかといいますと、ご承知のように、石井市長になってからも毎年財政難、財政難と言いながらも、実態的な年度末の収支決算をしてみると単年度単純収支で3億円から2億円の繰越金、黒字を生じているわけです。私たちの提案は、そういった公債費の増大に対して、それらの繰越金を原資としたいいわゆる減債積立基金条例を設置し、それに積み立てるということが私たちの提案でございました。これは、一時かなりの金額が積み立てられていたわけですが、繰上投資償還等の原資に回されている。

ところが、ここ数年にわたって毎年ある数億円の繰越金をほとんど一般的な費用に使っていた。要するに起債減債のための減債積立金に積もうとしてこなかった。これは増大する起債あるいは借金の利息と元金の償還に公債費とありますが、これに充当できない状態になっているわけでございます。

そういう点で、そういうものを極端に明らかにしているのが平成19年度予算では7億6,200万円の下水道に対する繰り出しがあるわけです。下水道の公債費が10億円近く。そのうちの7億6,000万円も一般会計から繰り出さなければならないと、こういう実情があるわけです。

私は、そういう財政危機の打開の方向を、人件費を減らすというやり方でやろうとしているこの予算からは、将来の財政再建の芽は見えてこないということが、まず反対の第1点目でございます。

第2点目は、やはり使い方の問題であります。

私たちは、とりわけ下田市の行政の上で環境を守るという行政と、子供たちの教育という、

これがやはり極めて大事な問題だと思います。とりわけ環境を守ることについては、下田市の一般廃棄物の処理、清掃等の業務であります。たびたび私は発言しましたが、平成13年度に異例の一般廃棄物に対する処分業の許可が、市長、助役の決裁のないまま許可されたと、異例の事態です。市町村の処理するごみを商売としてやっていいですよという大変な許可を市長、助役の決裁のないまま行われた。信じられないような行政運営が行われていたということが明らかになりました。しかも、この13年度の許可において、許可の条件としていた廃棄物配送法という廃棄物処理に関する法律と市のごみ配送法に対する市の条例、これに違反しないという条件がつけられているわけですが、そのときの許可の条件の中に、粗大ごみの収集手数料は業者さん30円でいいよという、こういう許可をしているわけです。これ市長、助役が決裁しなくて。さらに、15年にも同じような許可をしている。17年にも同じような許可。ようやくこの3回の許可申請に対して、市長、助役が全く決裁していない形でそういう許認可がおろされている。市長の許認可の中には、いわゆる文化会館の使用からプールの使用の許可、いろいろな許可がございます。しかし、それらの許可とは比べものにならないこの廃棄物の処分というものを業とする許可というものがこういう形で行われた。

しかも、そういう違法性について、助役の調査委員会ではその違法を認めているにもかかわらず、いまだにそれに対する改善命令等が行われていないわけです。

また、家電リサイクル法におけるところの違反した冷蔵庫、あるいは電気の処理と、こういったものが行われ続けた。これに対して何らの指導改善が行われていない。こういう下田市の廃棄物行政をめぐる深い霧のようなもの、深い闇のようなものがあるわけです。これを何とか改善したい。

ところが、今回の予算を見ますと、参千五、六百万円のリサイクルの委託、粗大ごみの委託、あるいは瓶・缶の処理の委託、ガラス瓶の委託、あるいは新聞紙等の委託、何と数千万円の委託料をそういった不法な行為を行ってきた業者さんに委託するという、こういうことを前提とした予算であるわけです。この点が廃棄物行政をめぐる改善あるいは改革というか、反省のないままの予算編成であるということが、まず反省の第2点目でございます。

第3点目は、やはり昨日、能登半島一円で強い地震がございました。輪島市では1人の女性が石灯籠の下敷きになって犠牲になる、倒壊家屋もかなり広がっている、危険家屋のあれが張られている、400年に一度あるかないか、あるいは今後1万年に0.1%とかの確率でしか起きないと予測されているやはり北陸地方においてさえ、このような直下型地震に近い地震が起きました。

私たちの住んでいるこの伊豆半島は、相模湾における地震、東海地震、東南海地震といわゆる東海岸一帯の地震の危険区域であり、それに対する対策を強化される地域として広く指定されてまいりました。阪神・淡路大震災から 12年。この阪神・淡路大震災の犠牲になられた方が 6,400人。大方の人たちは家屋の倒壊によって亡くなりました。そして、今 あの安政の大地震から 150余年、そして関東大震災から 80余年、まさにいつ地震が起きてもおかしくない時代に直面しております。

そういった中で、今子供たちが本当に耐震性のない幼稚園舎あるいは保育所の園舎、こういったところで置かれていると。驚くことに、本年度稲生沢の幼稚園が廃園の条例が出されました。しかし廃園の時期は平成 20年度からと。その廃園の理由が、耐震性がなく危ないから廃園にするんですと、こういう理由なんですよ。しかし、耐震性がなく危ないということのところに稲生沢の子供たちをまた詰め込んでいる。そこで子供をやっている。

私は、やはりどんなに財政が苦しくても、子供たちの将来、下田の将来を担う子供たちのそういう幼稚園、保育園の耐震の補強というものは今すぐにでもやるべきだ。長年こういうことを我々主張してまいりました。これらも一切取り上げられず、教育委員会に移行したけれども、耐震補強の計画も耐震補強のためにどうか、幾らかかるかという実施設計なども行われていないという、こういう全くぶざまな人命無視の行政が行われているわけです。まずそういうことが平成 19年度予算にいささかも反映されていないということでございます。

4点目に、やはり使い方というものは細かいことを言えば多々あるわけでありまして。私たちは、福祉法人、県下一流の福祉法人が梓の里あるいはマツザキ、あるいは共立湊病院地内、そしてみくらの吉佐美地内に4つもの特別養護老人ホームを持っているわけです。これは、いわゆる福祉施設というよりも事業者なんです。介護保険で事業を行いそこから収益をするという、収益事業の団体なんです。

かなりの収益を上げているという実態があるわけなんです。皆さん、みくらにみくらの里という法人が特養施設をつくりました。これは昔の旅館組合等が使っていたテニスコートの跡地を下田市が何と六百数十万円で借り上げて、それをただでその人たちに貸しているという、こういうことなんです。仮に 650万円、これらをその団体が本当にそういう特別養護老人ホームのような仕事をするのに困ると、あるいは赤字であるということならまだしも、悠々とした経営をしているのに、下田市は 650万円もその地代を肩がわりしているという、財政難の折にそういうことが随所にあらわれているわけなんです。

したがって、第4点目はむだな支出、不当な支出、市民のためにならない、あるいはそう

いうものに対する検討というものがほとんどなされていない、そういう検討すべき事項が多々あるということです。

最後に、歳入の問題です。

平成 19年度予算は、市民税が 32億円と、例年に比して 2 億円余の市税の増収を見込みました。これは、先ほども申し上げましたが、低所得者が 3 %の税率を 6 %にする、そして 700 万円以上の高額所得者は 13%から 10%に引き下げるといふ、こういう自民公明の連立政権によるところの地方税法の改正をもろに受けて、そういう措置が行われた。低所得者に対する高い税率、高額所得者に対する安い税率という、こういうものが今回の予算に反映しているわけでありませう。

私は、この税の上でもそういう格差を拡大するような地方税制の改革ということについて、やはり市民の暮らしというものを考えた場合に、もっと慎重に対応すべきだと。

もう一つは、市の財政の財政再建についての私の基本的な考え方は、一つはむだな支出等あるいは公債に対する対応をすることと同時に、この地域の観光や農業やあるいは漁業、そういった地域経済の浮揚をもって、豊かな市民の皆さんからの正当な市税の収入を増やすという、こういうことを通じて循環型、要するに市民の暮らしがよくなり、市民の収入が上がって、市に税金が納められるという、そういうシステムを構築しない限り財政の改善はできないというふうな考えるものでございませう。

大変長くなりましたが、平成 19年度予算につきまして、以上の視点から反対でございませう。議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許しませう。

8 番。

〔 8 番 増田 清君登壇 〕

8 番（増田 清君） それでは、一般会計予算賛成の意見を申し上げます。

反対者の議員より歳入の説明がございました。平成 19年度は 18年度対比予算 3 億 6,800 万円増の 84億 8,700万円であることは間違いございませう。歳入では、国の定率減税の廃止等で 45.8%を占める自主財源、前年対比 1 億 6,000万円、依存財源は 54.2%、約 2 億円の増でございませう。これはごみ焼却炉の改修費、このために起債を行うために約 2 億円の依存財源のプラスとなっております。

一方歳出では、ごみ焼却炉改造事業、そしてまたつくし学園の新築に伴う補助金、下水道事業の繰出金、利子 7 億 600万円を含んだ約 26億円余に上る返済予定の公債費であります。

ごみ焼却場の全面的な改築は、国による制度の改正により、人口 10万人でなければ補助金

対象にならず、耐用年数も過ぎ、ダイオキシン対策による高温度に対応した焼却炉の改良により、修繕費等の維持費の軽減化を図ることは必要であります。

また、下田市の許可による民間業者への廃棄物処理業についての問題は、庁内調査委員会において、処理料金については、廃棄物処理法に抵触していることと、及び粗大ごみ取り扱いそごについて早期に解決を図ることとしており、また許可長の市長については、その稟議書に、助役、市長がなかったことについて、最終的な調査委員会の報告を受け、市長はその責任について明らかにすると述べております。

平成 19年度も福祉、医療など住民に密着した予算であり、この4月から直ちに執行しなければならぬ事業が多い中、市民のためにも平成 19年度一般会計予算はやむを得ないものと考え、賛成をいたします。

以上であります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 新年度予算は、当然市民の暮らしを支え、サービスを高め、そしてまたこの下田市を豊かにしていく、こういう観点で当然予算が編成されなければならないと思うわけでございます。

ところが、この審議の経過の中で明らかになりましたのは、市民の住環境、市営住宅については政策空き家という形で 30 数年もたっている、いわゆるトイレもくみ取りのトイレをそのまま放置しておく、下水道法に違反をしている、その違反も仕方ないんだと、こういうような姿勢であるわけでございます。ただ単に下水道法に定められているということではなく、下田市の衛生上、そのような不衛生なトイレはなくなしていこうという、この思想が下水道法の中に当然含まれているわけでございます。伝染病をはやらないようにしていこう、そこに住んでいる人たちが人間らしい暮らしができるような住環境を守っていこうと。ところが、言葉は政策空き家というような形で何もしないというのがその実態であります。予算に組まれておりますのは、それを取り壊すだけの費用でしかない、こういう実態になっております。

また、災害に対します幼稚園や保育所の耐震診断しましたが、それを改善する予算は今から計画を立てるんだと予算措置をしない、こういうことでございます。何百万円程度、1 施設当たり 1,000 万円を下回る費用で当然解決ができる。それらの施設についても改善を図っ

ていないというわけでございます。

さらに、小林議員も指摘されましたように、廃棄物処理法に違反をする、この業者の違反をきっちり当局は認めていながら、法違反をただしていかない、ただそうとするにはまだ時間がかかる、このような形でございます。市内 125カ所を月2回収集しております市民の皆さんにもご協力をいただいておりますこの分別収集、3,400万円の費用を予算化しているわけですが、昨年と同様に入札もせず、この業者1社しかないからそこに委託をするんだと、何ら従前と変わらない方向で行政を進めようとしているわけでございます。

3億6,000万円もかけて2カ年で9億円のお金をかけて清掃事務所の焼却炉を直そうと、大変な年数がたっているわけですから、多くの議員が改善について要求をし、当然ではございますが単独費用で、この財政危機のときに借金で、しかも補助金のない単独の借金でこの事業を実施しようと。その一方では、市民には有料の袋をお願いして、処理料金を払っていただく、こういうことでございます。燃やすのではなく、ごみとして考えるのではなく、リサイクルとして、資源としてこれを処理していくという方向が、国でも大きく打ち出されてきているわけでございます。

焼却炉を改修するに当たっては、当然資源として瓶や缶あるいはアルミ缶、ダンボールや新聞紙を有料で買っていただく、そういうリサイクルを図っていく。焼却炉で燃やすのではないという計画と一体となった形でこの焼却炉の改修を当然図っていくべきものと思うわけでございますが、これらの措置も、ただ修理をしなければならない。したがって、従来と同じように改修をしていくんだと。大変大きな金をかけるわけでございます。市民の協力のもとにこれらが進められていくことが必要かと思うわけです。

具体的な例でいきますと、大賀茂地区の方々がこの有料の袋1枚 30円、一番使いやすい標準が30円かと思いますが、この手数料が3円ほど入ると。商店ではなく環境対策、区としてこれを協力していきたい、区民に売っていきたい。その手数料をまたこの区域内の環境に使ってきたいんだと。その費用、十三、四万円の費用になる。わずかであるけれども地元のことは地元でやっ払いこうと、こういう姿勢が提案されているにもかかわらず、それらのものをきっちり受けとめていこうという姿勢が残念ながらない。こういう姿勢とこの予算では、やはりきっちり見直しをして、反対をせざるを得ないと思うものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 平成19年度の一般会計について賛成の意見を少し述べさせていただきます。

反対の意見をるる聞いてまいりました。やはり一番強く思ったのは、下田の公債、いわゆる借金であります。私が議員になったときには250億円を超える借金が既に下田市にありました。一番大きなものは下水道であります。小林議員言われたように7億円からの一般会計からの繰り入れが行われております。下水道事業に賛成されたのか、反対されたのかは知るよしもありません。しかし、その結果としての90億円を超える借金は現に残っており、返さなければならないわけでありまして、そこを私たちは今、議員も当局も市長も背負っているわけでありまして。

今日は傍聴者がたくさん来られています。もう7年か8年前になりますか。リープロのとき、私あの傍聴席に座っていました。リープロはむだじゃないか、あんなものつくったって赤字になるだけじゃないか。実際そうでした。観光客が30万人来る。だけど、施設は観光施設じゃありません。その結果、今も1億円を越える借金を返さなければならないんです。あと20年近く返し続けなければならない。いい、悪いじゃなくて返し続けなければならない。借金があるんだから。そして、数千万円の維持費も払わなければならない。こういった現実を全部背負わされているんですよ。

幾らこれもやらなければならない、あれもやらなければならないといっても、実際に背負わされている借金はなくなりません。子供たちを預かる教育施設が耐震性がないです。老朽化もしています。昨日今日老朽化したんじゃないんですよ。この20年、30年、40年間、その議論はどうなっていたんですか。

今、話し合われているのは、今年4月1日からの予算であります。この予算をとめて、市民生活に障害を起こして、そしてどうしようという。今言われたような教育施設の耐震化、老朽化問題は取り組んでいかなければなりません。予算をとめなければ取り組めない問題じゃないんです。環境問題についてもそうです。市長、助役の印のないまま公印が押されたことは大問題です。ほってはおけません。今当局は調査委員会をつくり調査中でありまして、それを待てない理由はあるんでしょうか。我々はそれをもうほっておいていいとは考えていません。引き続いて、これはしっかり追求をしておかなければならないし、責任があるんなら責任をとっていただかなければならない。しかし、市民生活と直結した予算をとめる理由にはならない。

予算は問題点が全くないわけではない。しかし、問題点は今後の議会の議論にもよって解

決は可能であります。また、そうしていかなければなりません。一方では日々の暮らしがある。それを守って行くためにも、予算の執行はしていかなければならない。議論は分ける必要があります。1つは、予算執行とは何か。予算を通すとは何か。そして、今の市の問題については予算をとめなければできないことではないんです。

小林議員、沢登議員の意見については同感をする部分も多々ありました。しかし、予算を人質にとるようなやり方には同意をしかねます。問題点があれば、今後もその問題点の解決に立ち向かわなければなりません。

もう一つは、こんなにも増えた借金、そしてこんなにもほっておかれた老朽化や耐震のなさ、それは議員にもまた責任はあるんじゃないのか。少なくとも私が議員をしていく上に、今後引き続いてやはり老朽化がそのまま進む、耐震化が全くない、それはこうして議論をする我々にも責任の一端があるわけです。やはり議員の重みといいますか、それをかみしめるときに、単に問題があるから、市民生活に大きな影響のある予算をとめるような議論にしてはならないんじゃないのか、そういう思いで、幾つかの疑問点を持ちながらも、予算は予算として通し、今後も市政の問題点については厳しく追求をしていくということで賛成意見を終わります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもっと討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで 10分間休憩いたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 35号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 35号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 健全な国保事業、国保会計の安定を図るという立場から、この予算案に反対をするものでございます。

その一つは、繰越金が約 1 億円ほど見込まれていながら、予算書では、ご案内のように 2,500万円しか見込んでいないと。しかも、4 億 1,000万円繰り越されたものは 18年度末には 4 億 6,000万円の滞納額になると、こういうような予想がされているわけですが、この国保税の滞納分の徴収を本当に真剣になって図っていくということは口頭では言っておりますが、現実的にこれを解決していく、こういうものが予算上には何ら歳入として措置がされていないわけでございます。

そういう点から見ますと、この予算案は、現状をそのまま認めて改善する努力は、やった結果で補正で数字を出せばいいんだと、こういうことではやはりいけないと思うわけです。この事業の安定化をきっちり、当初予算からこういう方向で実現をしていくんだという姿勢が求められていると思うわけですが、この予算案にはそういう姿勢が全然ない。しかも、そういう点では県下一高い国保税に支えられて、市民から多くの国保税を徴収して、そしてそれをそのまま、しかも不公平な形で徴収をして、同じように続けていこうという姿勢であってはやはりいけないと思うわけでございます。

さらに、本年度の法改正に伴いまして、老人保健法の一部の事業は健康づくりの事業が国保会計にも国保事業にも移管がされてくると、こういう点で大変期待がされているところですが、その体制については予算上やはり十分に、初めてのことであるということを見込んで、不十分な予算になっていると、こういう点から反対をするものでございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8 番。

〔 8 番 増田 清君登壇 〕

8 番（増田 清君） それでは、賛成の立場から意見を述べます。

条例改正の際にもございましたけれども、国保事業はやはり3月までの決算を打ち、5月にその年度の報告があり、そしてまた、これにつきましては市民の方々の意見を十分聴取する国保運営協議会がございます。その上でやはり来年度、今年度の結果報告を受け、どういう原因あるいは結果がどうなるかということを受け、審査して保険料が決まってくるものと考えます。

よって、毎年ではございますが、一応暫定予算となるようでございます。一応暫定となつて、結果がわかり、6月の議会で議論される。そういうことでございますので、賛成をいたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論は終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔 10番 小林弘次君登壇 〕

10番（小林弘次君） 介護保険料と国民健康保険税はそれぞれの市町村の才覚によって市民負担が変わるわけです。いわば国 保事業あるいは介護保険のようなこういう福祉の行政を重視する市町村においては、その料金あるいは税というものは引き下げられる。あるいはそういうものは余り重視しないで成り行きに任せるといふ市町村は市民負担が増える。すなわち、市町村の市税であるとか、固定資産税であるとか、いわゆる地方税の中でも国によって税率が定められている税あるいは料金と、国民健康保険税あるいは介護保険料というのは、今申し上げましたように、国や県によって税率が策定されるものではございません。それぞれの市町村の政治方針、政策によってこれは決められるものでございます。

したがって、介護保険についても、介護保険財政の現状というのにかんがみて、正しい介護保険料になっているかどうか、これが極めて大事だと思うものでございます。

介護保険制度は平成 12年から始まりまして、介護の社会化ということで、これまで介護が個々人の家庭あるいは個人に任せられたものを社会全体で介護を支えようという、こういう理念のもとで平成 12年度より介護保険制度が進められたものでございます。この制度の根幹をなすものは、いわゆる介護保険の被保険者は 40歳から 64歳までが第 2号被保険者、そして 65歳以上の方たちが 1号被保険者、この 40歳以上の被保険者から一定の介護保険料を徴収して、残りの 50%は公費が負担する。国が 25%、県が 12.5%、市は 12.5%、こういうバランスでこの費用を負担し合うという制度でございます。したがって、3年間の介護保険料の総体を推計していわゆる介護保険料というものが策定される。

今、下田市の介護保険料の予算の中で、介護保険料として徴収されるものは 65歳以上の高齢者の皆さんの介護保険料で、これは平成 18年度から3カ年の介護保険の総費用を積算して、17%近くのを 65歳以上の皆さんに負担していただくという、こういう形で算定されて、平成 18年度におきまして、それまで平均的なものが 2,600円であったものが 3,200円に引き上げられたものであります。その引き上げの根拠は、3年間の総介護費用を五十数億円としたわけです。私たちは、この時点で、まず最初の3年間において 2,800円という多額の介護費用を負担したことに対して、これの矛盾点をあれして、議会でも議論しまして、2年度においては 200円引き下げて 2,600円になった。3年度においては今度は逆に 600円引き上げられ

てこれになったと。

ところが、平成 18年度実績を見ても、せいぜい 15億円か 16億円、3カ年の推計は 45億円かそこらであるわけです。そうしますと、平均 3,200円、高い人は 6,400円、こういった多額な介護保険料を 65歳以上に賦課しなくても、せいぜい 1人当たり 5,000円から 6,000円の介護保険料の引き下げが可能であるということを私はたびたび議会で表明し、市当局にも一般質問してまいりました。財政の実態は私の指摘したとおりであります。

しかし、年度の中途であるから引き下げはできないという、こういう形式的な答弁であるわけです。

今、税金も上がる、国民健康保険税も上がる、そして介護保険料も上がると、こういう実情の中で、やはり実態に沿った介護保険料とするならば、3,200円と設定してあるけれども、恐らく 2,700円か 2,800円の、我々が去年当局提案に対峙して議員提案に対峙した 2,800円という、このあたりが妥当な数字としてあらわれていると思うものでございます。そういう点では、3カ年の見通しを過大に見積もり、そしてそれに伴う過大なこの負担を課している、こういう介護保険の会計に反対であるわけです。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8 番。

〔 8 番 増田 清君登壇 〕

8 番（増田 清君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、小林議員から介護保険の制度についてる説明がございました。平成 12年から始まったこの制度は、当初からいろいろ問題がございました。そして、国の特別措置としまして、1号保険者 65歳以上の方々の保険料を国が全額半年負担をしました。その後 1年間、半分を国が負担をして始まった制度でございます。そうしたことで、第 1期の 12年から 14年、3年間、下田の介護保険にかかる基金三億数千万円ということでありました。

また、その介護保険事業も当初 3年間の見込み額約半分、50%内外でこの事業が終わりました。翌年度は、この基金を使いまして保険料も抑え、3期目の平成 18年度 3,200円、これもやはり基金を取り崩しまして 3,200円としたものでございます。

そしてまた、この保険料は、皆さんも言うまでもなく所得による軽減が講じられておりまして、私は、やはりこの介護保険の制度が昨年国の大幅な改正により、市単独で見込んだ額と開きが出てきた。これは本当に我々としまして、制度が許すならば料金を改正する、保険料を改正するということが一番ベターでありますけれども、やはり国の一体の制度として

3年間平均的な保険料で賄いなさいという一つの制度でございますので、私は賛成意見として、これをやむを得ないものとして賛成をいたします。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 40号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 40号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第 1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第 1号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 発議第 1号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112条及び下田市議会会議規則第 14条の規定により提出いたします。

提出者、市会議員、大川敏雄でございます。なお、賛成者は敬称を略させていただきます。下田市会議員、増田榮策、同じく梅田福男、同じく渡辺哲也、以上3名であります。

次に、提案理由でございます。

この提案理由につきましては、実は議長に了解をとりまして、議員の皆さんあるいは職員

の皆さん、傍聴の皆さん方もお持ちかもしれませんが、いわゆる主旨説明書を私配付させていただいております。したがって、後ほどこれに基づきまして提案理由をご説明させていただきたいと思っております。

次、提案事項でございますが、下田市市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、下田市市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

本則の改定規定中「16人」を「14人」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

今日は傍聴者の皆さん方もおられますので、このテーマが非常に長ったらしいわけですが、その理由としては、実は昨年3月議会に土屋 忍議員の議員発案によりまして、いわゆる現状の18名の議員を16名に改めること。それからもう一つは、附則でこの条例は次の一般選挙から施行すると、こういう2つの内容を可決したわけでありまして。

今回の場合は、いわゆる定数だけ適用すると。そして、この附則については、昨年3月議会で議決した内容が活かされるというようなことで、大変長ったらしい議案になったことをご了解賜りたいと思っております。

それでは、早速、皆さん、その条例の主旨説明の印刷したものを見ていただきたいと思います。

下田市議会議員の定数条例は、昨年18年3月定例会に土屋 忍議員が提出者となり、現在の定数18名を2名減員し16名にすることを、多数で可決し、本年の4月に執行されます下田市議会議員選挙より適用するという内容で制定されたものであります。

私自身も、この条例に賛成した一人であります。私は、昭和50年に下田市議会議員となりまして、今日まで8回のうち5回定数減を行われた上での選挙を経験してまいりました。

その中であって、今回のように昨年改正したばかりの条例に基づく選挙を執行されない状態で、再びさらに定数を削減する目的の条例を提案した事例はありませんでした。また、私が調べた範囲では、一部はありますけれども、全国的に見ても余り例がないと聞いているわけでありまして。私がこの異例なことを十分承知した上で、今定例会にさらに2名削減し、14名に改める条例改正案を提案させていただいたのは、以下3つの理由からでございます。逐次説明をさせていただきます。

まず1つの理由です。平成18年度の施政方針では、本市の財政状況が危機的状況にあるた

め、財政健全化を最重要課題に位置づけいたしました。

平成 17年 1月に示されました下田市中期財政見通しでは、各課からの要求事業をすべて行うことをした場合には、平成 18年から平成 22年までの5カ年間で約 43億円の財源不足が生ずるという予測をしたのであります。

平成 18年、昨年 2月でございますが、広報「しもだ」では、当市の財政危機特集号を発行するとともに、2月 1日には下田市文化会館大ホールにおきまして「下田市の財政状況と今後の見通し」の説明やパネルディスカッション等を実施し、市民の理解と協力を当局は求めたのでございます。

平成 18年度の予算は、本年度の予算ですが、一口で言って、かつてない厳しいものになりました。

歳入面におきましては、国の三位一体改革による地方交付税や国庫補助金の大幅な削減、保育料や幼稚園の授業料及び公の施設の使用料の値上げなど、市民に負担を求める結果となったのであります。

また、歳出面におきましては、経常経費キャップ方式、いわゆる重点上限方式による一律 20%カットや浜崎幼稚園の廃止、老人用のことぶきバス回数券の助成の廃止、板戸プールの廃止、フラワーウォーキングの休止及び観光アドバイザーの廃止、市内中学生のニューポート派遣事業の中止など、政策的な経費のカットや経済団体に対する補助金の大幅なカットなど、地域経済や市民サービスの低下に直結するものまでもカットせざるを得ない状況で、最終的には、先ほども出ておりましたけれども、3役や職員給与の 10%減までも行い、薄氷を踏むような予算編成であったわけであります。

私がこのたび異例の議員提案に及びましたのは、国が平成 18年度に自治体の財政健全度を見る新指標として実質公債費比率を導入したことによりまして、今までの起債制限比率が普通会計の借金の返済割合だったのが、下水道事業、集落排水事業、一部事務組合の繰出金負担金も含まれ、市の全体の公債費の割合を示すことになったことでもあります。いわゆる今日言われるような連結決算に基づく評価になったわけであります。

静岡県は、平成 18年 8月 28日、県内市町の平成 18年度の実質公債費率の数値を公表いたしました。その結果、18%以上のところは6市町で、下田市は 20.4%で、県下においてワーストスリーという比率が高く、公債費を増やさないための公債費負担適正化計画を作成し、許可を得ることが義務づけされたのであります。

ちなみに、この比率がここ数年、毎年高くなりまして、ピークを、過日の市長答弁のよう

に平成 22年度と見込んでおられるのであります。

一般会計の公債費は、実は平成 18年度をピークに減少していく見込みでありますけれども、下水道会計におきましては、資本費平準化債、いわゆる下水道の借金をまた借金を認められて、借金を借金して返すという制度でございますが、資本費平準化債が平成 18年度をもって10年間の借入期間が終了することにより、平成 19年度以降に一般会計の繰出金が毎年約2億円増加することが、この実質公債費率を引き上げる主な要因となっているのであります。

先ほども出ましたけれども、参考に申し上げますならば、一般会計の繰出金は平成 18年度の当初予算は5億7,000万円でした。そして、平成 19年度は7億6,000万円と、約1億9,000万円の増となっております。これが数年展開されていくわけでありまして。

下田市は、平成 18年度の11月に至りまして中期財政見通しでは、平成 18年度の予算をベースにしまして、平成 18年5月に策定した下田市集中改革プランを踏まえて、平成 19年度から平成 22年までの4カ年間の試算を行っております。

これによれば、当市が集中改革プランに基づく経費節減等を行わない財政運営をした場合に、平成 19年から平成 22年までの4年間で、約38億円の財源不足を見込まれると予測したのでございます。

そして、平成 19年度より赤字決算になり、平成 20年度末には累積赤字が標準財政規模の約20%に達し、平成 21年度には北海道夕張市のように、財政再建団体への転落という最悪の事態もあり得るといふ、非常に厳しい認識を当局は持っておりますのであります。

以上のことを踏まえ、当局においては平成 19年度予算編成におきまして、集中改革プランの完全実施及び下田市総合計画実施計画の採択の調整 引き伸ばしです 及びその他補助金の削減等、行政改革を強力に推進していく姿勢が 19年度の予算に打ち出されているのであります。

ここで、先ほども出ましたけれども、具体的な例を挙げますと、まず1つは、下田市の職員給与、これにつきましては給与の構造改革を含めまして、平成 19年度は平均7.7%減をして、金額については1億2,200万円を減額すると。この削減、平成 18年度のラスパイレス指数は、先ほども出ましたが85.3%で、下田市は最下位の水準になりました。

2点目には、平成 18年度末に30人の退職が見込まれておりますけれども、新規採用1名、つくし学園からの3人を受け入れ、16人を減ずることによって約1億円強の減額をすることになるわけです。

3つ目には、3役の報酬の削減も昨年に引き続き10%減ずると。それによって420万円を

減額する。

4点目に、各区への行政協力費、平成19年は39万円の減です。この算出根拠は1区当たり、3区ありますから、1万円ずつ減らしたわけです。これは最近の傾向を見てみますと、平成16年度にやはり39万円減らしております。そして、平成18年度、昨年度でございますが、これは1世帯当たり150円でございますが、下田市は約7,900世帯ある、そういうようなことで39万5,000円と。本当にボランティアでやっております。行政協力費もこの数年、細かく、厳しく減額をしているわけでありまして。

蓮台寺パークの廃止によって640万円の維持費の軽減。

それから、6番目には、市民文化会館リニューアル事業の延期であります。これにつきまして、予算を見ますと、修繕費は1,000円の科目存置で終わっております。ところが一般質問、あるいはいろいろな議員の指摘によりまして、総合福祉会館、平成元年に建設されて傷んでいるところが多いよ、修繕しなさい、リニューアル事業をしなさいと、相当積極的に提言しましたけれども、本年の予算は科目存置で終わっているわけでありまして。

それから、第7点目には、下田市・沼田市交流補助事業です。180万円の減額です。これは長年、いわゆる沼田のお子さんと下田の子供たちが、平成18年の場合は沼田のお子さんたちが下田に来て海水浴をしていただきました。これが45万円でありました。今年は実は下田の子供たちがあのたんばらで、いわゆる沼田でスキーをさせるというのが例年行われていたわけでありまして。この金額も減額をすっぱりとするということになっているわけです。

次に、小規模事業指導費補助金。これは商工会議所に対する補助です。この3カ年を見ますと、平成17年は1,200万円、平成18年は800万円、本年は600万円と減額されているわけでありまして。

また、先ほど出ました黒船執行会補助金は、平成18年、本年は1,000万円ありました。平成19年は300万円減らして700万円になったわけでありまして。

10番目には、観光協会の補助金であります。250万円減額しております。平成17年度には2,600万円、そして平成18年度には1,800万円、それが本年さらに250万円減らしまして平成19年度は1,550万円。

このように具体的な事例を挙げてみますと、大変下田市の平成19年度の予算はいかに厳しく、細かく削減をしているかがおわかりになったと思います。このように、私は昨年に増しでの厳しい平成19年度の予算編成であったということを確認しているわけでありまして。

それに対して下田市議会は、平成18年度には議員期末手当の削減20%、総額で約400万円

減額を初め、常任委員会の調査、視察旅費の減額等を行い、議会費の経費節減を図るとともに、平成 18 年定例会におきましては、土屋 忍議員の議員提案により、下田市議会の議員の定数 18 名を 2 名削減し 16 名に改めることにより、平成 19 年度の予算は年間で約 990 万円公費負担の削減をした予算計上になっているわけであります。

下田市における市制始まって以来の危機的状況を踏まえ、平成 22 年度に向けた財政健全化計画に議会の立場から、さらなる経費節減に寄与することが大切であると私は判断いたしました。

第 1 点の理由は以上であります。

2 点目の理由としては、下田市の観光産業において中核となっております旅館、ホテルは、宿泊客の激減によりまして、経営が極端に悪化しております。そして、その結果、倒産や経営移譲するところが目立って多くなっておるわけであります。このことは民宿やペンション等における経営においても同じように厳しい状況にあると推測しているものであります。

一方、市内の零細商工業者も大型店の進出や地域経済の不況が起因して廃業や閉店に追い込まれる減少が顕在化しております。とりわけ、旧市街の商店街は空洞化が急速に進んでいる状況にあります。市内、零細な商工業を営んでいる者、そこで従業員として働いている人も厳しい状況に立たされております。

加えて生活保護受給世帯や生活困窮者は年々増加し、年金生活者も年々苦しくなっている現況にあります。これに加えて、急速な少子高齢化、人口の大幅な減少、市の慢性化した財源不足による市民サービスが低下しております。非常に苦しい市民生活をしております多くの市民は、より一層の少数精鋭を目指した効率的な議会運営を強く望む声が大であります。

3 点目の理由といたしまして、議会の役割は、執行機関を監視し、市民の声をより多く市政に反映、政策を提言し、市民の福祉の向上をさせることにあると考えます。

平成 18 年 3 月、議員提案により条例改正された定数 16 名をさらに 2 名減員し、14 名に改めることは、結果として、より一層の活発な議員活動をお一人お一人の議員に求められることとなりますが、どうか努力し、今日の難局を乗り切っていくべきであると考えます。

定数が 14 名になった場合、委員会の構成は 2 委員会となると考えられます。1 委員会 7 名になったとしても、私は経験上、委員会の審議には支障を来たさないと考えているわけであります。

以上、3 点の理由を挙げ、この定数削減の提案をさせていただくものであります。どうか皆さん方の審議をよろしくお願い申し上げまして、主旨説明を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

採決いたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 大川議員とは何十年来、この議会の議席の場でともに議論し、時には同じ与党会派として市政のことについて真剣に議論したもので、ただいま議員定数減についての大川さんの長年の持論を展開されたわけでございます。

今回、議会とは何か、あるいは市の財政の改革の上にとって何が必要なのか、やはり大川さんと意見を異にするものであるということにつきまして考えを述べてみたいと思います。

まず、議会の役割でございますが、ご承知のように国の政治は議員内閣制であります。国民の選挙によって選ばれた議員が多数党から内閣総理大臣が選ばれて、いわゆる執行機関、行政部がつくられるわけであります。三権分立の原則の中で、国政においては立法と行政というものがある意味では一体になり、司法は独立という、こういう形態になっております。

翻って、自治体の政治は何かといえば、やはり議員内閣制ではございません。執行権者たる市長は、直接の市民の選挙によって選ばれたものでございます。そして、地方自治法上、市長は下田市を代表し、そして執行権、いわゆる予算を編成し、それを執行すること、あるいは公の施設を管理し、そしてそれを運用すること、その他さまざまな市民に対する税を賦課し徴収すること、分担金や使用料その他を定め徴収すること。いわゆる市政全般に対する執行権全権というのは地方自治体の政治では市長に専属するわけであります。

そういった枠組みの中で、議会とはどういうものであるのかということにつきましては、

釈迦に説法、大川議員にそう言うては失礼でございますが、議会とはやはり市長と同じように、市民の、有権者の直接の選挙によって選ばれた人が議会です。じゃ、議会にどのような権限があるのかということになりますと、絶大な執行権力に対しまして牽制機能、すなわち市長の執行権力はおおむね議会の同意を得て行うという、こういう仕組みです。

延々として行われた予算、あるいは条例、ことごとく市長の執行については議会の同意を得ながら執行していくという、ここに地方自治体の政治の国政と違う大きな問題があります。すなわち、議会はこの市長に同意を与えるということを議決権といいます。議決権を持っている。したがって、市長が不法な不正なことを執行しようとするれば、議会はそれを否決して市長の提案をとめるという、こういう関係になるわけです。

ところが、そういう関係というのは、実は議会が市長の応援団あるいは議会が翼賛議会になっているという、こういう状況ではその理念は作用しないわけです。しかし、議会は常に多数の市民から選ばれた議員によって構成されて、そして多数でそれは決まるけれども、少数意見は留保することができるわけ。いずれ多数意見が正しくなければ、それは再び少数の意見が採用されるという、こういう一種の民主主義的なルールというものが議会に一応貫かれているわけであります。

そういう点からいきますと、議決権ということについての重みということについては、私も数字を出して述べていきますと、1年間に市民生活に直結する条例や予算や、あるいはその他幼稚園の授業料を幾らにするかに始まって、年間100件ぐらいの議会に対する同意の案件がございます。いわゆる議決にかけられる。4年間で400件。議会はそれに対してことごとく瞬時に、それが本当に条例や規則、法律に違反していないか、あるいは本当に市民の立場に立った提案であるかどうか、これを真剣に考えて可否を決める。同意するか、あるいはやめるかと。これが議会のルールであるわけです。

もう一つ、議会はこの議決権と同時に、大川さんおっしゃったように、市民代表であるわけです。したがって、この議決権というのは、市民にかわって議決する。本来であれば市長のすべての方針は、一人一人の市民の同意を得て行うべきであるけれども、今言ったように、市民の代表によってこの同意が得られるという、こういう仕組みであります。

次に、もう一つの議会の役割は、やはり市民の意見を代弁するわけですから、要するに現状に対する対案を提起できるわけです。議員は対案をできる。最低できないのは予算であるわけです。予算の提案権だけは確かに議員はございません。しかし、予算に対しての減額、増額の修正権というものは議会にあるわけです。あるいは、市民と同じように市民にも直接

請求に基づくところの条例制定権、あるいは公務員に対するリコール権、こういった権利があると同時に、議会にも一人一人の議員に条例やその他含めて提案権というものがあるわけです。これは市民の意見を反映して提案していく。これが議会におけるおおむねそういった意味では大きな議会の責務だと思います。

そういう点で、やはり私は現在下田市議会に課せられている責務は、今、大川議員がおっしゃったような財政の根本的なかじ取りを失ったこの状況をどう打開していったらいいかという対案を議会は示すべきだ。単に、先ほどから私は討論しておりますが、市長の給与あるいは助役さんの給与 10%カット 2年も続ける、職員の給与のカットを 2年も続ける、議員 1名減らした程度で 1,000万円そこそこ 幾らかわかりませんが、わずかの費用がそこで削減できる。数億円のそういうカットをしたとしても、財政の根本的な改善にはいささかもなっていない、こういう現状があるわけです。

私は、現在の一般会計から下水道会計に至るすべての会計予算の財政のかじ取りについて、今根本的な検討を加え、対案を対峙するのが議会の役割だ。そして、どうしたら財政再建ができるかという、そういう対案を出すべきです。

大川さん、私はこの期間、この何十年間、財政再建に対する基本的な対案を述べてまいりました。減債積立基金の問題ばかり、駅前広場整備事業における剰余金の基金条例化、ことごとく我々は提案して、それを当局は曲がりなりにも私たちの提案を入れてそれらを進めてきました。私は今こそ、また議員の皆さんご承知のように、下田市の財政構造の中で、これは平成 17年度決算、9月議会、大黒決算委員長の報告にも出ていたものでございますが、実に市税から国保税、下水道、水道料金合わせて 10億円近くもの未収滞納があると。この状況に一言もメスも入れずに金がない、金がないと、こういう状況が続いているわけです。

こういうことについて私は長年にわたってこういう問題の改善を訴えてまいりました。ようやく税務課に滞納係というものができたということをご承知のとおりであります。多少、この市税、10億円近いものについては、一応今年度改善されている面はないわけではない。しかし、改善の主なる理由は、旅館の倒産による新たな市外資本が来ることによって今までの滞納が整理されたというのが基本的な事情でございます。

そういうことからしますと、まず私はこのことをあえて言うのは、それともう一つ、大川さんもおっしゃるように、本市の財政状況の中で、これを大きく困難な状態にしているのが下水道事業です。確かに伊藤議員おっしゃるように、私は昭和 48年に下田市が下水道事業の公共下水道事業を当時の建設省から認可を受けて進めたときに議員をしておりました。当時

の下水道事業は、そのとき国の方針は、下水道事業は大変大事な事業だと。したがって、公共事業の3分の2は補助金として出すと、こういうことで3分の2の補助金があるということとを前提に出発しました。

ところが、相次ぐ政府の施策の変更によって、3分の2はご承知のように2分の1になる。しかも補助金をどんどんカットする。こういうことをしまして、実は下水道事業の困難な事業が1つ生まれたということ。

もう一つは、下田市は、先ほど批判したように、下田市でさえ余にも下田市は下水道への接続ということをして市長以下ほとんど取り組んでいない。結果として、下水道が供用開始されたのが平成4年、今日まで14年の歳月が来たけれども、下水道へ接続している家庭は排水量で約3分の1、戸数で2分の1、50%内外、極めて接続率が低いわけ。したがって、下水道の使用料で本来ならば下水道のいわゆる経常経費等、そしてかなりの起債の返済部分が出るべきものが経常経費にも満たないという状態があるわけです。

こういうものを改善するために何が必要なのか。やはり多くの市民に下水道事業の現状を訴え、その事業の持つ前進面、環境を守り、地域の生活環境を守り、あるいは下田湾、外浦、須崎の海を守るという、こういう理念を訴え、接続を促す、こういう施策が極めて大事。そのことによって下水道への七億数千万円の繰り出しを少なくとも1億円や2億円は減らせるという、こういう財政運営というのは必要だ。財政のかじ取りが必要だ。そういうことを議会はきちんと提言し、そういうことを市当局に迫る。これが議会の責務だと思います。

また、このような、これは何年も前に私は指摘したのは、皆さんご承知のとおりであるわけでございます。しかし、平成19年度予算において、この15億円余の滞納というものはほとんど改善されないまま、そのままにしておかれていると、こういう現状があるのは大川議員ご承知のとおりであります。

さらに、一つは、やはりそういう点からしますと、財政の運営にとって私は、起債の問題について、確かに自治体の財政はもう起債に頼らざるを得ないという、こういう実情にあることは十分承知しております。議員の皆さんも承知している。すなわち、弱小な財政力の弱い市町村で何かの事業を行うには、身銭、すなわち市民の税金でもって事業を行えるというものはほとんどございません。

例えば差し迫る焼却施設の改修にしてみたって9億円余の事業です。これを市民の税を中心とした自主財源で行うことはできません。したがって、この財政運営の基本は、公共的な事業にこれを採択していただいて、9億円かかるものならば、このうちの半額は国や県が補

助として出していただくという、こういうことを知恵を絞って市町村は行っているわけです。

例えば皆さんご承知のように、当初下田には過ぎたるものとも言うべきかどうかわかりませんが、みなと橋の改築が長いこと懸案として行われていました。このときにも市は単独事業で行うということを言っておりました。大川さんもお存じだと思います。私は補助事業として国に採択を求めてやるべきだと対案を提示し、私の提案どおり、あのみなと橋は国の補助事業で、要するに公共事業で採択されて曲がりなりにも国や県の補助金を受けて、あのみなと橋が完成した。こういう形でしかできない。

そこで、やはり起債に対する起債返還に対して対応する減債積立基金というものは大事だと。確かに伊藤議員がベイ・ステージのことをおっしゃいました。ベイ・ステージ 30億円。そのうちの交付税算入等含めると実質的には約 12億円の税負担によって、これが 12年で 12億円、1年間に約 1億円の負担によってこれが完成された。

ところが、公債費に対しては一方で県からまちづくりの支援費を受けた 7億円というものを減債積立基金に積んで、その財源に充ててきたという、これはご承知のとおり。ところが、今年度いわゆる実質公債費比率の増大というのに直面して、小手先で減債積立基金を取り崩してベイ・ステージ、いわゆる外ヶ岡交流館の起債を繰上償還しているという、こういう事実がございます。繰上償還をすべきなのは、そういう起債、交付税に充当するような起債を繰上償還するのではなくて、下水道のような公営企業、7%も8%も、この低金利の時代で実に下田市は下水道の 90億円、100億円の借金を7%も8%も高い利率で借りているわけです。これらを減債積立基金に積むことによってこれらを繰上償還する。そういうことによって下水道事業の財政の再建を図る、こういう提言を我々してきているわけ。いずれこれは、私は今限りで議員をやめますが、いずれそういうことは市政の上に採用されなければならないと思います。

そういう点で、私は議員の責務、今議会が行わなければならないのは、財政再建に対する根本的な市の財政の再建の方法に対峙した、切れば血の出るような現実の処理の対策方針を出すこと、もう一つは、私も市内市民経済の深刻な落ち込みというものは根底にあると思います。しかし、これをこまねいてはならないと思う。少なくともここ数年、下田市はこれまであじさい祭りや水仙まつり、あるいは黒船祭、その他観光イベントにおいても、賀茂郡全域、あるいは伊豆半島でもトップクラスの優秀な町だと思いました。

ところがここ最近どうでしょうか。2月の河津町やあるいは南伊豆町の桜まつり、菜の花

まつり、こういうものに席を譲っている。まさに観光の基盤そのものが落ち込んでいる。こういう観光の基盤をどうしたらあれするのか。口先だけの観光立市ではなくて、実態的な実質的に観光立市をつくるような、そういう政策提言、いわば市民生活を向上させるような農業や林業あるいは漁業、そういったものを向上させるような展開をすべきであって、ちまちました職員の給料のカットとか、こういうことを通じてあたかも財政再建に協力してくるような、こういうことであってはならないのではないかというように思うものでございます。

そこで、私は最後に、今回の議会で平成 19年度予算は議会費は約 1 億円です。この内訳は、議長が副議長の費用と、それと議長、副議長を除く平の議員 14人の 16人の予算を皆さん方は全員で賛成しているんですよ、私たちを除いて。じゃ、仮に 16人の予算に賛成して、1 時間前には 16人の予算に賛成して、1 時間後には今度は 14人に賛成すると。どっちが本当の信念なのかと、こういうことになりかねない。

ですから、私はこれは条例 というものの提案というのは、基本的には予算と連動するわけですから、このぎりぎりの最終日で予算を決定した上で、予算に連動するような条例提案というのはいささか異例で、議会制のルールを逸脱した提案であるということも言えると思います。だって皆さん賛成しているんですから、 16人。

そこで、そういう点からしますと、私はあえてこの提案が本年の 2 月、 3 月定例議会に 11 日に提案されたわけですが、どうして委員会付託をして、正々堂々とした委員会審議にかけて、そこで市民の意見等々聞いて、そして可決されるならば予算の減額 修正等おこなうような、そういうやり方をとらなかったのか。あえてそういう矛盾ある結果最終日に異例の形で出したのかというふうなことがあるわけですが、これは問うところではないとおっしゃるものでございます。

また、昨年 3 月に 18人から 16人にしました。これは確かに賛成多数で可決されました。そのときも実は私たちは今申し上げましたような事由から反対申し上げました。議会制民主主義を守り、養護し、市民の選挙権、被選挙権の擁護、これは私が長年議員を務めた中でおのれの信念として、反戦と平和、民主主義、基本的な人権の 擁護、そして環境の擁護という、この基本的な理念の延長線上に議会制民主主義の擁護、国民・市民の選挙権・被選挙権の擁護という、こういう視点から今回の大変あれですが、大川議員のこの提案には反対といたします。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

14番。

〔 14番 増田榮策君登壇 〕

14番（増田榮策君） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま小林議員の言うとおり、お説を聞いて、大変もっともなご意見だと私も思いました。そういう優秀な議員がいなくなるということは、下田議会も 本当にもっと大変になると、こういうふうにして、惜しい人がいなくなると、私はそういうふうを感じ入っております。

また、今回この議員提案はいろいろとご批判もあろうと思います。行政に対する不満、首長さんに対する不満、それから議員に対するいろいろな批判、こういうものがあるかと思いますが、その上で、改めて下田の今の現状というのを、小林さんとまた違った角度からどのようになっているのか、そういうのを含めまして、私の意見をしばらく述べさせていただきますので、しばらくの間 お聞き願いたいと思います。

たしか昭和59年でしたが、当時 青木さんのときに、この下田市の借金は 76億円でございました。そして、私は平成6年に議員になって、ようやく 12年たっておりますが、平成11年になったころには、たしか下田の借金は 246億円だったと思います。そして、この平成18年度の末には、下田市の借金というのが 228億円になるだろうと推定されているわけでございます。

先ほど小林議員が言いましたように、滞納はここ5年間で年平均でいいますと約 13億円から15億円の滞納があるということも確かでございます。これに加算金や延滞金を含めれば、膨大な数字になるということも、今の下田の経済の実態をあらわしていることだと私は思っております。

要するに、今回19年度の財政の内訳を見ますと、自主財源が 45.8%に対し、国や県、こういったものの依存財源が 54.2%、既に下田の財政は国や県に頼らなければやっていけない、こういうところまで来ているわけでございます。

平成22年までの間に約38億円からの予算が不足していると言われております。これは1年間に不足する額は平均で約8億6,000万円くらい不足するわけでございます。ところが、今の下田の人口を見てもみますと、平成元年100人くらい減っていたものが、平成元年を過ぎますと急に増えまして、現在では1年間に約200人くらい減っているわけでございます。これが平成27年になりますと、ますます減りまして、賀茂郡下においても7万の人口が、平成27年には5万人程度になるのではないのか、高齢率も40%を超えるのではないのか、こういうふうにして推測されているわけでございます。

もとより、下田もそういった率でどんどん高齢化が進み、少子高齢化が進みますとますます

す財政を圧迫していくことは明確でございます。そういった中で、この 15年間の高齢化率は約 10%以上伸びているわけでございます。要するに、自治体が税金を払う人を頼りにもうできない、そういった下田の経済を私は暗示しているのではないかと思うわけでございます。

今、テレビや新聞等で北海道の夕張の破綻がよくテレビで流されておりますが、この破綻についていろいろと報道を見る限り、市民の負担に皆なっているわけでございます。なぜかといいますと、会社で言えば倒産、そして解散という道を選ぶことがございます。経営者、株主、そして出入り業者等は損をすればそれでいいわけでございますが、自治体の破産は、事実上解散することはできません。逃げることもできません。首長 1 人で負うこともできません。議員がまた負うことも実質上できません。ではどうなるのか。実態は、再建に向けての市民の税金の増という結果を生むわけでございます。小林さんがご指摘するとおり、財政破綻すれば市民の負担にかかっていくわけでございます。

ちなみに、昨年静岡県が発表いたしました実質公債費率というのがございます。これは、収入に対する借金の比率でございます。これが下田市が 20.4%。ちなみに賀茂郡下の町村で言いますと、東伊豆町が 14.2%、河津町が 13.4%、南伊豆町 10.8%、松崎町が 9.0%、西伊豆町が一番悪いわけでございますが 14.7%です。それでも現在の下田よりも公債費率が低いわけでございます。

今、熱海市は財政危機を宣言して大変有名になりました。その財政危機を宣言した熱海市よりも今の下田の方が、財政的には悪いんです。熱海市は不交付団体でございます。要するに国のお金を当てにしなくて出すお金を抑制すれば何とかやっていける団体でございます。ところが、下田はもはやその限界を乗り越しております。

私は、今の下田の財政の中で、先ほど小林さんが 言いましたが、下水道の問題も一つだと思えます。今下水道は加入率が 52.3%でございます。この下水道の全体計画には、当初は 232億円ぐらいのお金がかかるということを予想していたわけでございますが、現実的には全部計画どおりやれば 300億円かかる、こういうふうに言われておるわけでございます。1 件当たりの投資額が約 100万円から 150万円でございます。ところが、今の下田の財政では、河内、蓮台寺、そういうところの接続が不可能になりました。借金は約 92億円でございます。この 92億円の借金を小林さんのご指摘のとおり、毎年 借金の返済、元利償還に 10億円を充てなければならない。なおかつ、下水道の使用料は約 1億 2,000万円でございます。維持管理には 1億 6,000万円かかります。お金が足りません。一般会計の税金を集めた中から約 7億円を持ってきます。下水道に 7億円余を持ってきます。それでもまだ借金が埋まらないんで

す。借金を返すことができない。平準化債という短期の借金を今まで借りていたんですが、国の平準化債というものがなくなりました。要するに2億円また出費がそこでかかるわけでございます。

ところが、下水道の実態は、施設の約3分の2しか使われておりません。3分の1は使われていないんです。それだけの人口が下田はないんです。当初つくったときは、まさか3万人を割るような人口を想定していなかった。土曜日、日曜日、観光客が泊まれば当然5万人ぐらいの人間が入るだろう、5万人程度の下水道はつくっていかねば水はきれいにならない、そういう一つの流れがございました。施設が遊んでいるんです。

しかし、ご指摘のように建設から15年たっております。施設は老朽化して、手でさわるとぼろっと穴があくぐらい老朽化しております。これから一体全体幾らお金がかかるかわかりません。仮に使用料と維持管理がペイできるのには、75%以上の加入がなければ到底維持管理はできないのであります。

また、水道の事業も、水道事業の収益は約7億円ございます。このいろいろな維持管理や改良工事に5億円がかかります。他会計から約3,380万円を借りてきます。拡張工事や老朽管の取りかえ、消火栓のつけかえ、こういった工事に借金が約1億9,000万円がかかります。今までの借金の返済には1億5,600万円ほどかかります。ところが、平成19年度は他会計からの出資金があるために、せいぜい努力して収益は1,360万円程度でございます。

ところが、平成20年までの間に配水管の耐震装置の補修等で10億円、石綿管の取りかえで6,000万円から1億円、機械・ポンプ・電気の修理合わせて3億8,000万円、給水管の配管そのほか合計で1億8,000万円程度必要になると言われております。

一体こんな金がどこにあるんでしょうか。借りなければ何もできない下田市の状態。下水道、そして水道は来年は15%値上げしたいと職員は言っております。やはり市民にかかるんです。負担がかかっていく。こういった負担が見えないところで積み重なって、だんだん苦しくなっていくというのを私は懸念しているんです。そういった市民の声なき声を私たち議員は一人一人重みとして背負わなければならない宿命でございます。

選挙を前にして、議員が16名から14名になるのは大変やりにくいんです。選挙をやる議員にとっては議員定数が多い方がやりやすいに決まっています。そうでないのかという議員もいますが、私は現実には14人より16人の方がやりやすいと思っています。議員の批判の中には、やめる議員は何をそんなこと言うんだ、そういう声も聞こえております。

しかし、私は、議員の最大の仕事としては、やはり行政のチェック機能が一番大事だと思

います。チェック機能が悪ければ、今のような財政の危機的状況が本当に起こってきたのか、そういった私は一人の議員として悩んでいる点でございます。もし私たち議員一人一人が非力なら率直にその非力さを市民の皆さんにおわびしなければならないと思っています。それほど今は下田市の財政危機を迎えているわけでございます。

先ほど小林さんが、議会の権威や議会の議決の重み、こういったこともご指摘されました。確かにそれも一理でございます。しかしそれを言う前に、市民の負託が あって議場に座る議員であるということを市民は忘れてほしくないと思っているはずでございます。そして、多数決で決めることが正しいかといえそうでないことも、今の危機的状況をつくり出している一因ではないかと私は思っております。議員が多いからとか、少ないからとか、そういった問題でもないと思っております。

下田市の財政危機に対して、市民は議会にチェック機能を果たしているかと、大変厳しい声があるわけでございますが、それを問われたときに、私も1議員として、本当に率直に、先ほども申し上げましたが、おわびしなければならない、そういった気持ちであります。

議員を減らすことは決して議会として市民の利益に反することではないと私は考えます。そういった意味で、今回の16名から14名に削減する案に賛成でございます。(拍手)

議長(森 温繁君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(森 温繁君) 起立多数であります。(拍手)

よって、発議第1号 下田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議時間の延長

議長(森 温繁君) ここで時間を延長いたします。

議長(森 温繁君) ここで暫時休憩いたします。

午後 3時50分休憩

午後 4時 6分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第4号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第4号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年3月26日提出。

提出者、下田市議会議員 嶋津安則。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由について申し上げます。

地方自治法の一部改正及び下田市課設置条例の一部改正に伴う所要の改正並びに下田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴う常任委員会の名称、委員定数及び所管事項の改正を行うためでございます。

説明は、別添の委員会条例改正関係説明資料によりご説明させていただきます。

説明資料の1ページから4ページを順次お開きください。

改正内容は、改正前及び改正後にアンダーラインが引いてある部分を改正または追加するものでございます。

改正に至る趣旨等でございますが、提案理由でも申し上げましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年5月31日、参議院において可決成立し、同年6月7日に平成18年法律第53号として公布されました。また、同年11月1日、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令と地方自治法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、同月22日

に公布されております。

この改正法の趣旨でございますが、地方の自主性、自立性の拡大を図るための措置として、助役制度の見直し、出納長及び収入役制度の廃止等が既にご承知のとおりであります。また、議会制度の充実、中核市制度の見直し等を主な内容とするものでございます。

議会制度の充実にかかわる事項として、専門的知見の活用、臨時会の招集請求権、委員会制度の見直し等が示されたものです。また、委員会制度にかかわる事項では、委員会条例の一部改正が必要なため、他の関係事項とあわせて改正を行うものでございます。

この委員会条例の改正につきましては、地方自治法の一部改正によるものと、既にご承知のとおり昨年3月議会において下田市議会議員の定数を定める条例の一部改正を行い、次の一般選挙より定数14と改めたものであります。この定数改正により、今後本市の常任委員会の委員会構成、所管事項等も一連の委員会条例の整備とあわせて検討を行う必要がございましたので、昨年11月より各派代表者会議において慎重な審議を重ね、議会運営委員会に諮り、提案に至った由をご報告いたします。

提案をいたします改正内容につきましては、冒頭にご説明をいたしました地方自治法の一部改正に伴いますものとして、これまでは議会の常任委員等の選任は、議長が会議に諮り、指名、所属変更等を行っておりましたが、閉会中に補欠選挙で当選した議員は直ちに委員会活動に参加することができない状況等もございましたので、今回の自治法改正により、常任委員等の選任は条例で定めるところにより、議長限りでできるものとされましたので、改正案でお示ししてございますように、閉会中においては議長が指名することができるものとしてございます。

また、第30条関係では、電子自治体の推進のため、法令に基づく各行政機関等の手続も電子化の対応が法整備されております。それまでは、法整備に地方議会は含まれておりませんでした。今回の自治法改正により、議会の会議録も電磁的記録により作成することが可能とされましたので、条例の整備を図るものでございます。

今回の一部改正条例は、2段ロケット方式と呼ばれる一部改正方式でございます。1つの条例の一部改正を2条に分けまして、自治法改正と課設置条例にかかわる条例の一部改正を第1条で改正し、この改正については第2条における改正に先行した施行期日を定め、次に第2条で同一の条例につき第1条における改正が施行され、溶け込んだ形のものをさらに改正することとし、その施行期日は第1条の施行期日より後の日とするものでございます。

以下、朗読により提案させていただきます。

下田市条例第 号

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例。

第 1 条 下田市議会委員会条例（昭和 45 年下田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書きを次のように改める。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第 8 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項に次のただし書きを加え、同項を同条第 3 項とする。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第 8 条第 1 項の次に、次の 1 項を加える。

2 議長は、議会の同意を得て所属の常任委員、議会運営委員を辞任することができる。

第 22 条第 1 項中、法律第 6 号の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 30 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は捺印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

補足説明でございますが、自治法第 123 条第 3 項の規定を準用すると申しますのは、会議録が電磁的記録をもって作成しているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名にかかわる措置をとらなければならないものとされたことでございます。この省令で定める措置とは、電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項または電子署名にかかわる地方公共団体の認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名とすることの扱いでございます。

今申し上げました電子署名の提議につきましては、インターネットにより調べたところによりますと、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれかにも該当するものをいうと示されております。

1 つとして、当該情報が当該措置を行った者の作成にかかわるものであることを示すためのものであること。

2 つとして、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるも

のであること。

では、具体的な扱いとして、県下の状況はと申しますと、現在は、県下において会議録にかかわる電子署名の例はございませんが、今回の自治法改正により、会議録について電磁的な記録の取り扱いが示され、電磁記録により作成することができることとされましたので、県下の議長会等において情報交換をいたしました。ほとんどの市において電子 自体推進のための法整備も進んだ今日でもあり、議会の会議録を電磁的記録により作成することを排除する特段の合理的理由もないことから、電磁的記録により作成が可能としたものの、例規の整備を行うことが確認されておりまして、本市におきましても他市と同様に改正を行い、将来の電子化に対して整備をしておくものとしたものでございます。

次に、別表建設経済委員会の項中、「、下水道課、水道課」を「、上下水道課」に改めるとしたものでございます。

この別表の一部改正につきましては、さきの2月臨時議会におきまして、組織の再編に伴い課設置条例の一部改正が行われ、上下水道が本年4月1日から施行されましたので、委員会条例に規定されております別表中の所管事項の一部を改めるものでございます。

次に、第2条といたしまして、第2条下田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

常任委員会の名称、委員定数及び所管。

名称、総務文教委員会、定員数7名、所管事項、企画財政課、総務課、税務課、市民課、出納室、教育委員会、監査委員事務局及び議会事務局並びにほかの委員会に属しない事項。

産業厚生委員会、委員定数7名、所管事項、建設課、上下水道課、産業振興課、観光交流課、健康増進課、福祉事務所及び環境対策課の所管に属する事項。

この別表の改めにつきましては、先ほど説明をいたしました定数条例の一部改正に伴います委員会の名称、委員定数及び所管事項について、各派代表者会議により協議させていただき、議会運営委員会において最終確認がなされているものでございます。

最後に附則でございますが、この条例中第1条の規定は平成 19年4月1日から、第2条の規定は同年4月30日から施行するものとしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第5号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第5号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年3月26日提出。

提出者、下田市議会議員 嶋津安則。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由について申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

説明は、別添の会議規則の改正関係説明資料によりご説明させていただきます。

説明資料の1ページから4ページをご覧ください。

改正内容は、改正前及び改正後にアンダーラインが引いてある部分を改正または追加するものでございます。

改正の要旨でございますが、先ほどの発議第4号と同様に、地方自治法の一部改正に伴いますものでございます。主な改正点は、委員会に議案の提出権が付与されたものの扱いを追加したものでございます。

この内容につきましては、常任委員会は、議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができるものとされたものでございます。

本市の委員会におきましても、今後、委員会審議の活性化が見込まれる中で、委員会における審議や所管事務の調査の成果として、委員会において条例案等を作成することも想定されることから、委員会としての議案の提出が可能となるよう定めをするものでございます。

第14条関係でございます。

また第78条においては、先ほどの委員会条例と同様に会議録の電磁的記録の扱いにかかわる条文の整備でございます。

本会議規則の改正におきましても、各派代表者会議で協議をしていただき、議会運営委員会にて協議、確認をいたしたものでございます。

以下、朗読により提案をさせていただきます。

下田市議会規則第 号

下田市議会会議規則の一部を改正する規則。

下田市議会会議規則（昭和45年下田市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

この第14条は、議案の提出についての条文でございます。第2項を新たに設けるものでございます。

その内容は、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならないというものでございます。

第19条に次の1項を加える。この第19条は、事件の撤回または訂正及び動議の撤回を定めている条文でございます。

新たに第3項として、委員会が提出した議案につき、第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならないの規定を設けるものでございます。

次に、第3条関係につきましては、議案等の説明、質疑及び委員会付託の条文でございますが、先ほどの第14条及び第19条の改正に伴い、委員会提出の議案についての取り扱いの規定を定め、新たに第2項として加えたものでございます。また、改正前の第2項は一連の条文の整備をし、項の繰り下げにより第3項としたものでございます。

改正条文は、第3条第2項中「提出者」を「前2項における提出者」に、「又は委員会の」を「及び第1項における委員会の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は特別委員会又は特別委員会に付託することができる。

以上が第3条関係の改正でございます。

次に、第7条関係は、会議録の記載事項、第78条については会議録署名議員についての条文でございますが、自治法の一部改正に伴いまして条文の整備を行うもので、次のように改正を行うものでございます。

第7条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第78条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

次に、第95条関係につきましては、冒頭に説明いたしました地方自治法の一部改正によりまして、地方自治法第109条の2第3項の議会運営委員会の規定が第4項に繰り下がったため、関連で条文の整備を行うものでございます。

次に、第14条及び第15条の改正につきましては、先ほど説明をいたしました第3条における項の繰り下げがございますので、これに関連する条文を整備したものでございます。

それぞれ次のように改正を行うものでございます。

第 95 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 3 項」を「法第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 14 条及び第 153 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

附則でございますが、先ほどの委員会条例の一部改正とも関係する部分もございますので、この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行するとしたものでございます。

補足説明でございますが、第 78 条関係の自治法第 123 条第 3 項に規定する措置と申しますのは、さきの発議第 4 号の委員会条例の一部改正でご説明を申し上げました電子署名の扱いでございます。

会議規則におきましては、他市と同様に改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにございまして、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 5 号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第 6 号及び発議第 7 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第 6 号 リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書の提出について、発議第 7 号 JR 不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第 6 号 リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 19 年 3 月 26 日提出。

提出者、下田市議会議員 嶋津安則。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求めるため。

リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書を朗読いたします。

平成 18 年度の診療報酬改定により、病気や怪我などによる後遺症を治療するリハビリテーション医療に日数制限が設けられました。

これは患者が早く自宅に帰れるようにすることで患者の生活の質を高め、治療期間を短くする仕組みをつくるためとされました。

しかし、少なくない患者がリハビリテーションを打ち切られたり、訓練回数を制限されたりする事態が生じております。

リハビリテーションを必要とする患者の身体機能の低下も心配されますので、患者の立場に立った見直しが必要です。

よって国におかれては、リハビリテーションに関する診療報酬改定による患者への影響を調査すると共に、個々の患者に応じた十分なリハビリテーションを提供できるよう、リハビリテーションの診療報酬の見直しを図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19年 3月 26日。静岡県下田市議会。

発議第 7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、JR不採用問題の早期解決を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

平成 19年 3月 26日提出。

提出者、下田市議会議員 嶋津安則。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、JR不採用問題の早期解決を求めるため。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書を朗読いたします。

国鉄の分割・民営化が実施され、既に 20年目を迎えているが、その際に発生したJR不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態である。

2003年 12月、最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり、不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ 清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下したことに留意し、ILO（国際労働機関）は 2004年 6月、日本政府に対し、「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」とたびたび勧告を出している。

また、一昨年 9月に東京地裁は「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たっては不当労働行為があったことを認めている。

この 20年の間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は 40名を超え、家族を含め苦しみにあえんでいる状況をかながみると、人道的見地からこれ以上の長期化は避けなければならないと考える。

よって国においては、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真正面から受け止め、関係当事者が早期解決に向けて真摯に話し合いの場に着くよう、働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出する。

平成 19年 3月 26日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 発議第 6号及び発議第 7号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第6号 リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第6号及び発議第7号に対する質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第6号 リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 リハビリテーションに関する診療報酬の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長（石井直樹君） それでは、大変貴重なお時間いただきまして、皆様方に御礼とご報告を申し上げたいというふうに思います。

議員の皆様方におかれましては、平成 18年度の最終補正予算や条例改正の審議につき、平成 19年度新年度予算審議と大変長時間にわたりましてご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

非常に厳しい財政運営が待ち受けておりますけれども、ご審議の過程で皆様方よりいただきましたご意見、ご提言の内容につきましては十分留意しながら、より一層適切な予算執行に鋭意努めさせていただく所存であります。

議員の皆様方におかれましては、平成 15年にご当選されまして、早くも4年の歳月が過ぎ去ろうとしております。来月の選挙に再出馬される方はぜひご健闘を祈念申し上げます。また、今回で引退される方々には、大変長い間ありがとうございました。皆様の豊富なご経験や知識を生かしながら、これからの時代を乗り切るためのご提言やご指導、ご鞭撻を切に賜りたく、この場をおかりいたしまして重ねてお願いを申し上げますとともに、ぜひご健康に

は十分留意され、今後ますますご活躍くださいますよう心から祈念申し上げ、私の御礼のごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

続きまして、この3月31日付で退職いたします課長をご紹介します。

宮本邦夫建設課長。（拍手）

関 達雄議会事務局長。（拍手）

出野正徳総務課長。（拍手）

土屋孝一産業振興課長。（拍手）

長友重一下水道課長。（拍手）

木村弓一郎監査委員事務局長でございます。（拍手）

宮本建設課長につきましては33年5カ月、関議会事務局長、出野総務課長につきましてはそれぞれ36年、土屋産業振興課長につきましては33年、長友下水道課長につきましては37年、木村監査委員事務局長につきましては33年という長きにわたり職員として在職され、その間、議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻を賜りました。まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

後ほど本人からじきじきごあいさつをさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。（拍手）

議長（森 温繁君） 次に、この3月31日をもって退職されます建設課長、宮本邦夫君、総務課長、出野正徳君、下水道課長、長友重一君、監査委員事務局長、木村弓一郎君、産業振興課長、土屋孝一君、議会事務局長、関 達雄君より発言を求められておりますので、許可いたします。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議長より発言を許可いただきましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま市長より報告がありましたように、この3月31日をもちまして定年退職となりました。昭和48年11月、途中採用でありましたけれども、都市計画課、下水道係、産業課、水道課、下水道課と最後の9年間建設課に、事業課だけでございましたけれども、いろいろな仕事をさせていただきました。特にこの建設課長になりまして4年間、みなと橋の開通、伊豆縦貫道をきっかけに都市計画のマスタープランの見直しに伴います地域のまちづくり会議、伊豆縦貫道の説明会、それと地域のまちづくりルール検討会、新高速交通の周辺の交通環境の検討会等々数多くの会議に出席させていただきまして、市民の方々と意見交換することが

できました。

それと、またそれに関しましては、議員の方々も数多く 参加していただきまして、これらを何とかまとめることができました。これも皆様方、数多くの方々に支えられながら、暖かいご支援とご協力をいただきましてできたものだというふうに思っております。本当に深く感謝する次第でございます。

市営住宅、都市計画の変更、景観計画、防災・災害防除等々やり残したことはございますけれども、これは新しい課長さんに引き継いでいただきまして、これからは市役所で得ました経験等を生かしながら、地域のお役に立ち ながら、後はゆっくり自由な時間を好きなゴルフでもやりながら過ごさせていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、議員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし、さらに下田市発展のためにご活躍、ご尽力されることをお願い申し上げまして退職のあいさつとさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。（拍手）

総務課長（出野正徳君） では、最後に市長の方から最後のあいさつということで、この議場で最後にあいさつということをお大変うれしく思います。

私、昭和 46年、ちょうど下田市制のとき に奉職しまして 36年間勤めることができました。最後の5年間は課長職として、ここに、神聖なるこの議場に 3回出席をさせていただきました。その間、議員の皆様方からの質問に対しまして的確な答弁がなかったことが多々あるかと思いますが、議員の皆様方の暖かいご理解と、また市長、助役、教育長、また課長各位のご支援により難なく勤めることができました。本当にありがとうございました。まずは感謝を申し上げます。

議員の皆様方はここで退任される方もおります。本当に長い間ご苦労さまでした。また、今日 14人と議決されました、議員 が 2人減りました。大変厳しい選挙になるかと思いますが、新たにまた再度出られる方は一生懸命頑張っていたきたいと思います。

結びに、下田市議会のますますの発展と皆様方のご健勝をお祈り申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

下水道課長（長友重一君） 僕は昭和 45年 4月 1日に、当時の下田町役場、次の年の 1月 1日が市制の施行だったと思います。それから今日まで大体事業課にいて、その間に総務課の検査係に 4年いて、市長公室に 2年いて、それ以外は全部現場仕事だと思います。 いろいろ皆さんには教えてもらったり、迷惑かけたりして、どうも申しわけありませんでした。

議会には平成 16年度から 3年間議場に來ましたが、その間大部分が下水道の借金問題の話

じゃなかったかと思えます。今思うと、ちょっと足らなかったのは、もう少し 丁々発止で議論をさせてもらいたかったなという気がします。これからは皆さんに言わなくても、僕が何をやるかは皆さんご承知のことと思えますので、皆さんも体に気をつけて頑張ってください。どうもありがとうございました。（拍手）

監査委員事務局長（木村弓一郎君） 2年間にわたり執行機関と議決機関の関係、勉強させていただきました。市長からは、暇だろうとか、他の課長さんからは、おまえのところはいいな、質問がないからと言われて安心し切っておったんですが、突然、17年度の6月定例会でたしか小林議員からご質問をいただきまして、18年9月定例会でしたでしょうか、伊藤議員からも質問いただきました。監査の局長としては、近年まれに見る出来事ではないかと、こういうふうに感じております。どうもありがとうございました。

最後に、このような発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございました。（拍手）

産業振興課長（土屋孝一君） このようなことがあるということを想定しておりませんでしたので、ちょっとあいさつ等考えておりませんでしたですけども、長いようで短い、また短いようで非常に長く感じた33年であったのかなというように感じております。

この間、何とかやってこられましたのも、当然市の職員の皆様方、それから議会の議員の皆様方、またこの間にいろいろ関連がありました多くの市民の方々、こういう方たちの暖かいお力添えのもとで何とかやってこられたのではないかと今非常に感じております。

また、この議会に関しましては、1年間ということでもことに申しわけございません。私の都合によりまして1年ということでも終わらせていただきます。1年のことで、余りなれないものですから、答弁等におきまして的確な答弁ではなかったのかなということで、皆さん方には何か消化不良のような感じがあったのかなというふうに感じておりますけれども、何とかここまで1年間やってこられました。これもひとえに皆さん方のお力添えのおかげと感謝申し上げます。

これからもまた退職後もいろいろ自分の好きなことでやっていきたいと思っております。民宿の方もまた頑張っていきたいと思っておりますので、何かありましたらお願い申し上げたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

議会事務局長（関 達雄君） 私、議会事務局でございますので、口述書をつくってまいりましたので、ちょっと口述書を朗読させていただきます。

大変貴重なお時間をいただきありがとうございました。最後になりましたが、退職するに

当たりまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

私は、先ほど市長からのご紹介がありましたとおり、下田市制が施行されました昭和 46年に奉職し、今日まで 36年間勤めさせていただきました。ここに無事退職を迎えることができましたことは、大勢の方々の暖かいご支援とご協力によるものと感謝いたし厚くお礼を申し上げます。特に、議員の皆様方には議会事務局係長としての4年間と局長としての3年間の長きにわたりまして大変親しくしていただき、また心温まるご指導とご鞭撻をいただきまして、議会運営に携わることができましたことを改めてお礼を申し上げます。

来月は市民のみそぎを受ける市議会議員選挙でございます。出馬されます議員の皆様の方の全員の当選と今期でご引退されます議員の皆様の方のますますのご 健勝とご活躍をお祈り申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お別れとお礼のごあいさつとさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） ただいまのごあいさつありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意されましてご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。（拍手）

これをもって平成 19年 3月下田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時50分閉会